

五カ村用水と代官小泉次大夫

～成立年代と時代背景をめぐって～

【第1部】 「五ヶ村用水」とは？

○五ヶ村用水に関する唯一の調査報告＝「水説史」（戸倉英太郎著『都筑の丘に拾ふ 続』所収、昭和30年12月発行）

都筑の中央を西より東に流れる鶴見川の水を、上遊川崎市下麻生旧都筑郡下麻生村で堰留め、其水を同市早野旧都筑郡早野村を経て、我が港北区鉄町、大場町、市ヶ尾町に導き、川和町の境で鶴見川に放水する水路がある。之が此項に述べんとする旧五ヶ村の用水路で、水路の全長凡一里半、巾五・七尺、鶴見川北部旧五ヶ村の水田五十町歩に灌漑用水を与へる大切な役目を持つておる。此水路は川和・能ヶ谷間の県道に沿うておるので、道行く人の目にはよくふれる。

・・・略・・・

堰は春分に鎖し、秋分を開くのが大体の定めである。其間でも七、八月が最も灌漑用水を多量に必要とする時であるから、給水の争が生じない為に、一日の内正午より夜十二時までの間は、鉄町が水を取り、夜十二時より翌日正午までは大場・市ヶ尾町に送水することに取極められておる。之は往昔よりの申合であるが、送水時間中は上下お互に警戒したと云う。

《「水説史」の目次》

五箇村用水路

旧堰

元文の争・・・元文3年(1738)鶴見川に設けてあった堰が流失、水利五ヶ村は堰の回復をはかるが、下麻生村と三輪村が異議を唱え争論となった。争論の過程で用水路の絵図が作製されたが、資料も伝わらず結果については不明。

享和出米議定・・・享和2年(1802)用水路に関係した6ヶ村が、堰が築かれていた麻生村に対し2斗5升の米を提供し、麻生村による堰の管理を一任。

上鉄村の内紛・・・文政6年(1823)頃、用水路の管理をめぐって上鉄村内部で内紛が起こったが、資料が無く詳細は不明。

早野村との争・・・文化5年(1808)の凶作を契機に、下鉄村から早野村に対し、堀敷の代米をまけてくれるよう交渉したことから起こった争論。この争論は後に下鉄村の組頭利右衛門により、「堀敷代地もちやくちや嘶」まとめられた。

押切堰

現堰

此堰及用水掘割は、何時何人の計画によつて出来たかはわからない。宝永四年(一七〇七)正月下鉄村検地帳に早野村に堀敷代地として渡した上田の事が見ゆるから、それ以前に出来たものに違はない。・・・略・・・

其結果何百年後の今日でも、五ヶ村五十町の水田に用水を与へ、二百余人の農業者の経営を援けておることを考へると、我等は昔の人々に対し心からなる尊敬と感謝を捧げねばならぬと思うのである。

☆「水田五十町歩」の内訳 (『中里郷土史』)

- 鉄村3ヶ村・・・・・・・・25町8反
- 大場村・・・・・・・・2町7反
- 市ヶ尾村・・・・・・・・19町2反

【第2部】 「五カ村用水」の成立年代と時代背景

1) 五カ村用水と代官小泉次大夫

○元文3年(1738)の訴訟文書に、堀敷代として鉄村の田2反16歩を差し出し、「杭木打堰」を築くようになったのは、相対での決め事ではなく、「御代官小泉治大夫様以御了簡」であるとの記述があった。

料簡・了簡・了見(りょうけん)＝①考えをめぐらすこと。思案。所存。②とりはからい。処置。対策。③堪え忍ぶこと。こらえること。ゆるすこと。

○年代不詳の「関代覚」に、「先規小泉次大夫様御取立被成候」とあった。

2) 5人いた小泉次大夫

○5人いた小泉次大夫。しかしすべて同じ家系。

小泉次大夫吉次(よしつぐ) 小泉次大夫吉勝(よしかつ) 小泉次大夫吉綱(よしつな)
 小泉次大夫某 小泉次大夫某

○初代小泉次大夫吉次は、多摩川左岸の六郷用水、右岸の稲毛・川崎の二カ領用水の開削者。

○慶長6(1601)年に川崎・稲毛領の代官となる。その後、年代は確定出来ないが、六郷領・神奈川領・子安領・小机領も小泉代官領となった。

○元和6(1619)年以降、小泉次大夫吉次に代わり、小泉次大夫(勘九郎)吉勝が六郷・稲毛・川崎・神奈川・小机領の代官となる。

○五ヶ村用水の開削は、小泉次大夫吉次か吉勝の時代と推測される。

3) 鉄村の概要

4) 地租改正期の資料に見る鉄村

5) 慶長検地帳に見る鉄村

○慶長7(1602)年、鉄村の一部は旗本加藤領となった(上鉄村)。翌慶長8(1603)年鉄村に検地が施行、加藤領を除いた下鉄村検地。この検地帳の写が2冊伝存。

○表紙に「下鉄御繩打水帳」と書かれた検地帳は、上鉄村を除いた下鉄村検地帳で、「案内者大蔵・清三郎」は相名主と推測される。全体の20%に相当する田畑が「開」で、内90%が「畠」とあった。旺盛な新田開発意欲と、田の開発が終了していたことをうかがわれる。

○表紙に「慶長八年癸卯御水帳写ヲ以書出所付改」と書かれた資料は、慶長検地とその後の新田検地(2回分)を元に、相名主である「鉄中村」分の名寄帳としてまとめられたもので、「寅」年と「辰」年に新田開発(＝五カ村用水の開鑿)がなされたことが判明。

6) 年貢指出と割付状に見る五ヶ村用水

○五カ村用水に関する最も古い史料は、「巳霜月廿七日」に「小次太」から鉄村名主・百姓中に発給された「鉄村巳ノ取事」である。同史料には、田方4石3斗は「鉄・市郷新田堀之替ニ麻生・はやのへ渡ル」、畑方1石8斗は「寅ノ堀代ニ引」とあった。『神奈川県史』は、この史料の「巳」年を寛永6(1629)年、「小次太」を「小泉次大夫吉綱」としているが、「巳」年は元和3(1617)年、「小次太」は小泉次大夫吉次と推測される。

○元和4(1618)年と推測される年貢割付状に、「巳ノ年方麻生・早野へほり代」とあって、「巳ノ年」とは前年元和3年のことと推測される。また畑方17石906は「寅・辰ノ歳方新田ノ入替候由」とあって、「寅」は慶長19(1614)年、「辰」は元和2(1616)年となり、畑から田への転換＝五カ村用水の開鑿があったことが判明。

結語

今年(2016)は「寅」年より402年、「辰」年より400年の年に当たる。

五力村用水と代官小泉次大夫

〔資料1〕 年月日不詳
乍恐以追訴申上候

乍恐以追訴申上候
一、鉄村・大場村・市ヶ尾村名主・組頭・百姓代申上候義は、三輪・麻生両村之者共申上候は、此度私共堰場に新規ニ杭木打、定堰仕候与申上候段大キ成偽ニ御座候、私共堰之儀相對ニて堀敷代指出シ候義ニてハ無御座候、其節御代官小泉治大夫様以御了簡、堀敷代鉄村口之内ニて上中下田合ニ反十六歩堀敷代被仰付候義にて御座候、古来より杭木打堰仕候、右之証拠には堰通りニ杭穴歴然ニ御座候、其上此度論所之上下堰杭木打候証拠村々之書付御座候一、去廿五日於御評定所、三輪・麻生村之者共申上ニハ、堰の仕形蛇籠にて麻糸留堰仕候与申上候段、大キ成偽ニ御座候、私共堰場ニは石と申事一切無御座、勿論蛇籠に芝くれ葦入申候得とも、杭木打不申候得は止様無御座候、尤世間一統之普請所ニも蛇籠ふせ申候得者、跡先にしつかりと杭を打立、夫江石を詰、其上萱柴等ニ仕候義御座候、其上此度論所之大川通り上下堰何ヶ所も大堰共御座候得共、杭木打不申堰は一ヶ所も無御座候、右之様川通小堰共二百ヶ所も御座候、而川二間三・・・(以下欠ケ)

(戸倉英太郎「水訟史」所収)

※元文三年(一七三八)、流失した堰の再建をめぐって、用水路を利用する五か村と下麻生村・三輪村との相論文書。なお、この相論の際、奉行所より用水路の絵図を提出するよう求められ、戸倉さんは「絵図立会帳五冊」と「下鉄名主利右衛門の手記」を美見されていた。

『寛政重修諸家譜』に見る小泉次大夫

小泉 小笠原大膳大夫政康が六代上松(初植松)右近助泰清今川義元につかへ駿河国富士郡小泉郷に住す
吉次がとき小泉にあられたむ

●吉次(よしつぐ)

次大夫

先祖より数代今川家に属し、吉次は氏真につかふ
天正十九年めされて 東照宮に仕へたてまつる
慶長六年武蔵国稲毛川崎の代官職
このとき吉次あらたに水を引て新田を開発せむことを言上
元和五年職を辞す
元和九年十二月八日死す

吉明(よしあき) — 吉辰(よしとき) — 養正(よしまさ)・・・
久弥助 内倉助
元和元年大坂の役にしたがひたてまつり、かの知にをいて死す
年三十七

吉清(よしきよ)
長兵衛

吉勝(よしかつ)
勘九郎 次大夫 鳥居彦右衛門家臣新美善七重勝が男
元和六年吉次が跡を継て御代官となる
寛永六年八月六日死す、年三十四

吉綱(よしつな)
次大夫
寛永一六年武蔵国羽生、忍の御代官となる
慶安三年死す

某
平三郎
慶安三年十二月十一日遺跡を継、御代官を務む
承応元年死す

某
次大夫
兄平三郎某が養子となる

某
次大夫
承応元年遺跡を継、御代官をつとむ、後職をゆるされ、御勘定奉行の支配
元禄二年四月二十五日貢金を私せしこと露頭し、遠流に処せらる

〔資料2〕 年月日不詳

関代覚

関代覚

早野村

一先規小泉次大夫様御取立被成候
関代覚
麻生村

兩村江関堀代替地ニ御渡シ被成候

一田石式石四斗式升式合六勺

次大夫様御渡シ被成候

此内田石式石式下四合

御引ヶ高之内ニ而麻生村へ御渡シ被成候

同 田石式斗壹升八合六勺

御口口候内ニ而早野村へ御渡シ被成候

石高合式石四斗式升式合六勺

右之反歩之分ケ

上田壹反五畝壹歩

中田三畝拾五歩

下田式畝歩

此石高式石式斗四合

中田壹畝式歩

御引ヶ高候内

中田拾式歩

大 蔵

中田九歩

太左衛門

中田拾五歩

善右衛門

六右衛門

善四郎

(以下欠)

(村田武氏所蔵文書)

小泉次大夫一覧表

名	前	1550	60	80	1600	20	40	60	80	代官就任年
1	小泉吉次	1539?~1623	天文16			元和9				慶長6(1601)年~
2	小泉吉勝	1595?~1629		文禄4		寛永6				元和6(1620)年~
3	小泉吉綱	?~1650						慶安3		寛永16(1639)年~
4	小泉某	?~?								
5	小泉某	?~?								承応元(1652)年~

こいずみじだゆう 小泉次大夫 一五三九一
一六二三 江戸時代前期の幕府代官。名は吉次。天文八年(一五三九)駿河国富士郡小泉郷(静岡県富士宮市)に、今川義元の家臣植松泰清の長男として生まれる。今川氏滅亡後、徳川家康に臣従し、小泉姓を賜ふ。天正十八年(一五九〇)家康の関東入国後、武蔵国橋本郡小杉陣屋(神奈川県川崎市中原区小杉御殿町)を中心に幕府支配にあたる。慶長二年(一五九七)多摩川沿岸を巡視し、世田谷・六郷(左岸)および稲毛・川崎(右岸)の四ヶ領の用水路(六郷用水・二ヶ領用水)開墾による新田の造成を進行し、直ちに用水の測量を開始する。同六年武蔵国稲毛・川崎代官に任ぜられ、同十年には用水工事の促進のため、天領以外の私領からも掘鑿の工夫が徴発できる権限が与えられる。同十六年には一切の工事が完成し、その功勞によって本領のほか、開発地の十分の一が給与されているが、これは享保期の代官見立新田十分の一給与の先例ともいわれている。同十七年隠居し、嫡子吉明に代官職を譲る。元和九年(一六三三)十二月八日、八十五歳で没す。吉次夫妻の墓は、川崎市川崎区宮前町の妙達寺にある。↓稲毛・川崎二ヶ領用水(いなげ・かわさき)にかりようすい) ↓六郷用水(ろくこう)ようすい)

〔参考文献〕 村上直「江戸幕府の代官」、山田蔵太郎「稲毛川崎式ヶ領用水事情」(村上直)

三三 某家政所下文 ○金澤文庫所蔵
政所下 (編カ) 会論書抄裏文書
〔藤カ〕 藤松升米斤
〔藤カ〕 藤松升米斤
新得茂推勝

可令早徴納郷々五升米事
久良郡 黒金新得茂 惟
網嶋 勝田 知足八佐古某
高万郡分 柏村 片楊新得茂
入西是水

右、件郷郷、停
故、將殿御時
沙汰無懈怠、可
下知如件、

承元三年十月
○以下二七四号文書までは年号未詳であるので、便宜、この文書に合せ
て収める。

『新編武蔵風土記稿』に見る鉄村三ヶ村

上鉄村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリ少ク長ノ方ニヨリ江戸日本橋ヘハ八里ノ行程ナリ民家四
十四軒正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村犬牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鴨志田村ニ界ヒ南ハ上矢本成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
、ケリ凡村ノ廣狭ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ過ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入園ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ヌ檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地モアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場村ノ乾ノ

高札場方ノ乾ノ
小名 龍尾 廣町方ヲ云 荒戸前西ヨリ セウシンバ方ヨリ
第六天社 除地ニ一畝村ノ中央
神明社 除地ニ一畝村ノ東
宗英寺 除地ニ二畝八段四畝村ノ西ヨリ 禪宗曹洞派江戶谷長谷寺末一抽山ト號
門景正ノ法名ヲ大樹院一抽宗英ト云坐落永七年八月卒ス客殿七間
半ニ五間半坤ノ方ニ向テ本尊御木ノ坐像ニシテ長一尺三寸ハカリ
觀音堂 除地ニ二畝村ノ中央ニ一三間半ニ四間半
觀音堂 向テ觀音ハ長二尺五寸餘ノ立像ナリ村持

中鉄村

中鉄村ハ前村ニ辨セシト上下鉄村ト入會ナリ江戸日本橋ヘハ八里ノ行程ナリ
民家スヘテ十二軒村内四境ハ前村ニ同シク田畑モ等分ナリ北ノ方ニヨリテ鉢場ア
リスヘテ一町許御入園ノ後寛三郎左衛門正重ニ賜リ今子孫半兵衛知ル處ナリ溜井
一ヶ所北ノ方王禪寺谷ニアリ田間ニシテ

小名

小名 島根 南ノ方 川窪 西ノ方
青木明神杉山明神合社 除地ニ三畝許鐵三村ノ鎮守ニシテ村ノ乾ノ方ニアリ 慶長五
八幡社 宇編根ノ方ニシテ古ハ社地モ除アレト今ソノ
八幡社 宇編根ノ方ニシテ古ハ社地モ除アレト今ソノ
觀音堂 三間ニ二間半南ノ方ニアリ村持

下鉄村

下鉄村モ正保ノ頃マテハ分タサリシカ一度御料ニナリ其後私領ニタマヒ今寛喜太
郎知行トナレリ四隣ハ前ノ鐵村一同シク田畑モ相中セリ谷川一條北ノ方王禪寺村
ニ入南ノ方鶴見川ヘ合セリ川幅四間ハカリウタ川ト唱フ

高札場村ノ南

高札場方ノ南
小名 坊ノ前 南ノ方 風向 北ノ方
寶福寺 境内御朱印地内村ノ長ノ方ニアリ 新義真言宗王禪寺村王禪寺末如心山持
向テ本尊如意輪觀音坐像ニシテ長一尺三寸ハカリ 稻荷青龍神明合殿 本堂ニ
慶二年高十石三才ノ御朱印ヲコノ觀音ニ賜ハレリ

旗本寛氏関係村々の石高・家数

Table with 4 columns: 村名, 領主, 石高, 家数. Rows include 上鉄村, 中鉄村, 下鉄村, 寺家村, 大場村, 成合村.

この表は、嘉永6(1853)年の「武蔵国村数石高
家数取調書」(『神奈川県史 資料編8近世(5下)』の
付録)より作成した。

くろがねちょう 鉄町 千227〔世帯〕619〔人口〕
2,306 区の北部。鶴見川(谷本川)の左岸に位置
し、東は黒須田町・大場町・市ケ尾町、西は寺家町・
鴨志田町・成合町、南は上谷本町、北はもみの木台・
川崎市麻生区に接する。西境を南流する鶴見川が大き
くカーブしながら南境を東流し、東境を南流する支流
の黒須田川を南東端で合流する。南部を鶴見川と並行
して走る主要地方道横浜上麻生線が唯一の幹線道路
で、最寄駅は東急田園都市線市が尾駅(市ケ尾町)か
小田急小田原線柿生駅(川崎市麻生区)でバスで10分
ほど。全域市街化調整区域で、鶴見川沿いの低地は水
田・植木畑として利用され、谷戸には水田が残り、山
林も広範囲に残る。当町は佐藤春夫の出世作「田園の
憂鬱」や「お絹とその兄弟」の舞台となった所。現在
では春夫の旧居は取り壊され、文学碑がたつ。春夫が
女の脇腹の感じに似ていると表現した多摩丘陵には住
宅が建ち、往時の面影をとどめない。上鉄地区の丘陵
には桐蔭学園(幼稚園・小学校・中学校・高校・工業
高等専門学校)があり、中鉄地区に女子部の拡張予定
がある。ほかに地内に鉄小学校・横浜さくら幼稚園・
鉄青少年野外活動センター・緑警察署鉄町駐在所があ
る。鉄神社では10月の第1日曜日に浦安の舞奉幣が
行われる。かつては、同神社の例祭の圧巻は慶長年間
から伝わるという一人立ち三頭獅子舞であったが、舞
い手がなく、昭和36年以降中断状態にある。しかし、
郷土芸能を子孫に残そうという古者たちにより、後継
者の育成計画も着々と進む。また1月と8月の18日に
宗英寺に鉄町の梅花講の人々が集まり、先祖や観音菩
薩供養のために百万遍念仏を行う。

『角川日本地名大辞典』に見る鉄村三ヶ村

上鉄村・中鉄村・下鉄村 緑区鉄町・もみの木台・す
すき野一〜三丁目・黒須田町
谷本川に沿う平地と、東端部を流れる黒須田川につく
る谷戸のはかは丘陵が続く。北は早野村・玉禪寺村(現川
崎市麻生区)、東は黒須田村・大場村・市ケ尾村、南から西
にかけては谷本川を境に上谷本村・鴨志田村・寺家村と
接する。承元三年(一〇九一)一〇月の某家政所下文書に
て五升米の徴納を命じられている郷のなかに「黒金」
がある。正保国絵図に「鉄村」とある。元禄国絵図では
上鉄・中鉄・下鉄の三村に分れている。

近世初めは幕府直轄領。慶長七年(一六〇二)部が旗本
加藤領(の上鉄村)。残りは寛永一〇年(一六三三)旗本寛領
(の中鉄村・下鉄村)。明和八年(一七七〇)以降上鉄村は幕
府直轄領と加藤領の二給。田園簿では「鉄村」一村で田
一九九石余、畑二一八石余。中鉄村は正徳二年(一七二二)
の年貢割付状(奥史八)によると田七町四反余、畑八町余と
田成畑七反余、荒畑三畝。年貢の負担は元和六年(一六二
〇)の年貢割付状(奥史六)によると、取米は田が一八石六
斗余、畑屋敷は五石四斗余。宝永二年(一七〇五)一二月の
年貢割付状(奥史八)では、中鉄村の検地が行われ、村高は
六三石余から九九石余に増加し、年貢も田方取米は三八
石余・一〇八石三斗余、畑方取米は一四石五斗余・四一
石二斗余となった。嘉永元年(一八四八)二月の年貢割定目
録帳(同書)では、本途定免米七一俵二斗余・永一三貫九文
余のほか、荒畑山御年貢永六文および山御年貢永三三
一文を合せて納めている。

用水は鉄三ヶ村と大場村・市ケ尾村の共同管理の五ヶ
村用水と溜池による。五ヶ村用水は谷本川の水を上流の
下麻生村(現麻生区)で堰入れ、全長およそ一里半に及ぶ用
水路。鉄三ヶ村の二五町八反の水田に灌漑した。中鉄村
には長さ四間半、高さ六尺の堰となっていた。文政七年
(一八二四)取入口の下麻生村と折衝した際、年貢米・給料

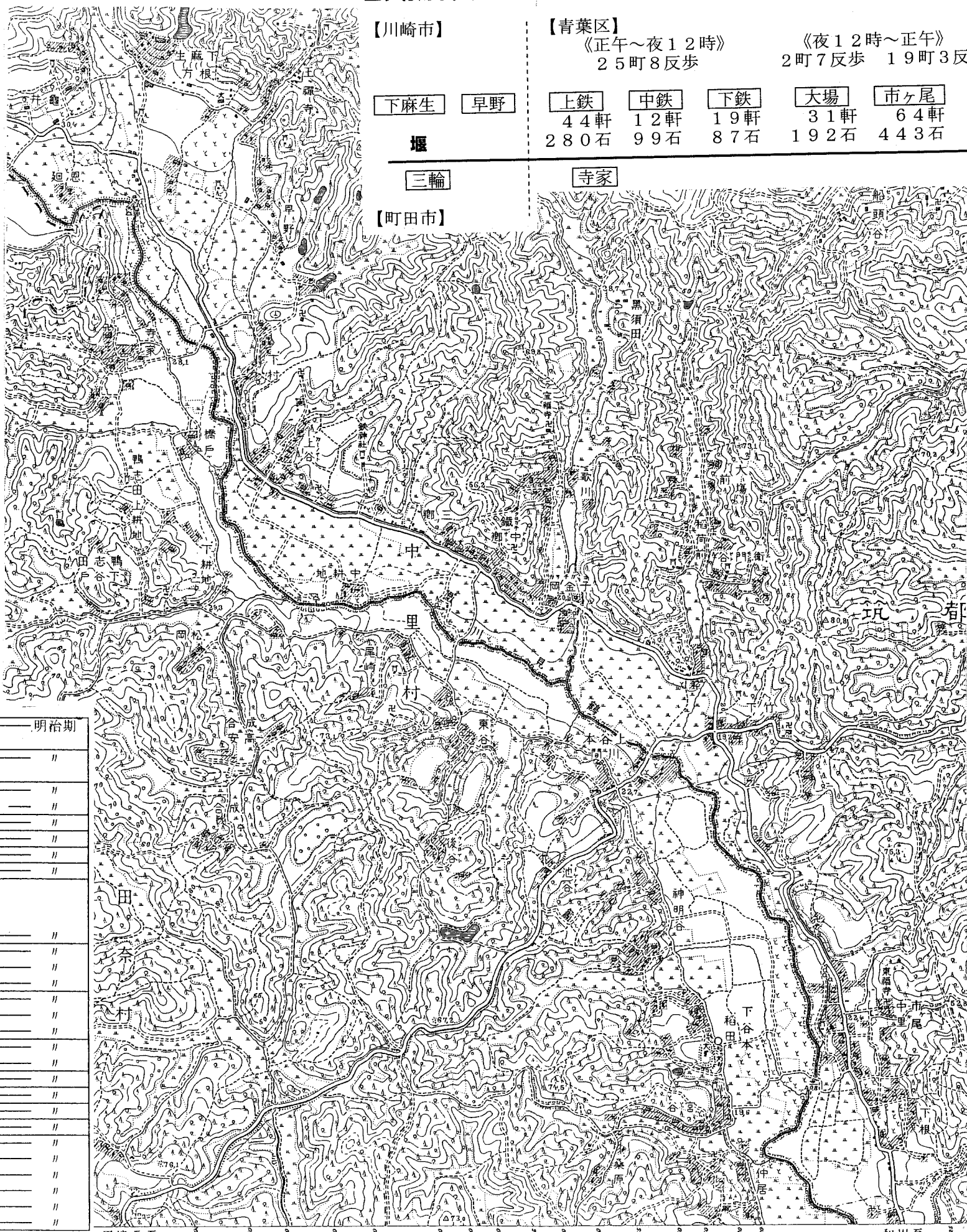
米計五俵のうち、中鉄村・下鉄村・上鉄村幕府直轄領分、
上鉄村加藤領分が各二斗五升すつを下麻生村に納めてい
る。また文久元年(一八六一)から堰の築立を年番にするに
ついて、八年間のうち中鉄村・下鉄村で二年間、上鉄村
で二年間、当番にあつた(以上、横濱市史)。溜池は「風
土記稿」と明治二年(一八六九)の堰溜井書上帳(横濱市史)
ともに上鉄村二ヶ所、中鉄村一ヶ所を記す。なお年貢割
付状には、用水引方として「堀代」が散見される。寛永
四年一二月の中鉄村年貢割付状(奥史六)に「田方式石四斗
式升七合 堀代・寺家へ渡る」、同六年一月の鉄村年貢
割付状(同書)に「田方四石三斗は鉄市郷新田堀之替ニ麻生
はやのへ渡る」などがある。文化六年(一八〇九)には、下
鉄村と早野村との間で堀敷料をめぐる争論が起きている。
従来、下鉄村は早野村に対し、用水路の堀敷料として
米一石八斗余を渡していたが、文化五年凶作のためそ
の減免を要求したのに対し、早野村が拒絶したために訴
訟に及んだものである(横濱市史)。神奈川信魂神社地区の
助郷を勤めていた。安政二年(一八五五)には甘柿を江戸へ
売りさばっていた(同書)。

化政期の家数は上鉄村四四、中鉄村一二(風土記稿)。文
政一〇年には上鉄村幕府直轄領分家数一九・人数九七、
同加藤領分家数一六・人数八五、中鉄村家数一一・人数
五六、下鉄村家数一八・人数一〇七、計家数六四・人数
三四五(鉄三ヶ村農圃諸商人・職人書上帳、奥史八)。同史料に
は居酒渡世についてのみ、その名前をあげておいて、各
知所の単位に一人ずつ計四人おり、それぞれ宝曆七年(一
七五七)ないし文政四年から始めている。安政二年の上鉄
村家数三二・人数一八四、中鉄村家数一〇・人数七二、
下鉄村家数一九・人数一三〇、計家数六一・人数三八六
(横濱市史)。明治八年の戸数人員調査(全戸数)では家数七
二、男女各二二五。同五年の余業は屋根職二、酒醬油二
つら一は質屋を兼ねる、物品販売業一。物産は米四二五石
六斗、大麦四二五石、小麦六五石、大豆七〇石、小豆二
石七斗、粟七五石、稗五〇石、蕎麦二〇石、菜種六石、
胡麻二石五斗、酒九〇石、炭三千貫、生糸八貫、桑七二
〇貫(数目取調帳、横濱市史)。明治初期に三村は合併して鉄
村となる。

中鉄村の青木明神・杉山明神合社が鉄三ヶ村の鎮守で、
現在は鉄神社となっている。上鉄の曹洞宗宗英寺は、地
頭加藤景正を開基とし、寺号はその法名大樹院一抽宗英
による。下鉄には新義真言宗の宝福寺があった。慶安二
年(一六四九)高一〇石三斗の朱印地を受けている(以上風土
記稿)。

五ヶ村用水関係村々

【川崎市】	【青葉区】				
下麻生	早野	上鉄	中鉄	下鉄	大場
堰		44軒 280石	12軒 99石	19軒 87石	31軒 192石
三輪	寺家				市ヶ尾 64軒 443石
【町田市】					



鉄村と「相名主」

鉄（くろがね）の初見は、『神奈川
県史』に紹介された承元三年（一一
〇九）一〇月の「某家政所下文」に
「黒金」と書かれたものが今のとこ
ろ尤も古い記録であるようだ。その
後、江戸時代に入って幕府直轄地と
して鉄村が登場するが、慶長七年（一
六〇二）に村の一部が旗本加藤領と
なつて、上鉄村と下鉄村に分村した。
さらに寛永一〇年（一六三三）の地
方直しによつて下鉄村は旗本寛領と
なつた。その後、六〇年余り経過し
た元禄四年（一六九一）年、寛重次
（しげつぐ）の死去によりその遺領
は子の正利（まさとし）と正道（ま
さみち）に分知され、上鉄村・中鉄
村・下鉄村の三ヶ村となつた。『新編
武蔵風土記稿』によれば、分村後の
村の景観は「三村犬牙して境界も分
ちがたく」とあつた。
「犬牙して境界も分ちがたく」と
なつた理由については、「相名主」
であつたことに由来したと推測され
る。村の中に戦国期から近世移行期
をたくましく生き抜いた有力な百姓
が複数存在し、それら複数の百姓が
名主となり、それぞれの名主のもと
に村の百姓が触下として帰属し、年

貢諸役や新田検地等はあたかも一村
のごとく各名主ごとに行われたが、
村全体に関わる問題は名主以下村人
全体で取り組むという仕組みである。
慶長八年（一六〇三）の下鉄村検
地帳には、「案内者」として大蔵と清
三郎の二名が記され、相名主であつ
たことが推測された。また、元和五
年（一六一九）以降の年貢割付状や
年貢指出状には、「鉄中村」あるいは
「中鉄」・「中鉄村」等の標記があつ
て、下鉄村として一村であつたにも
かかわらず、下鉄村一部の年貢指出
状・年貢割付状であり、相名主であ
つたことが判明した。
上鉄村と下鉄村の分村、下鉄村が
旗本寛領の分知により中鉄村と下鉄
村への分村は、相名主によるそれ
ぞれの名主の勢力範囲（名主及び触
下百姓が所持する田畑が分布する地
域）を基盤に分村したから、「三村犬
牙して境界も分ちがたく」という状
況になつたと推測されるが、上鉄村
や下鉄村の近世初期文書が未発見の
現在、これ以上の言及は出来そうに
ない。

領主の変遷表

早瀬川 流域	石川村	幕府直轄領 (崇源院化粧料)	寛永9(1632)年増上寺領	明治期
	荏田村	" "	寛永9(1632)年増上寺領	"
谷本川 流域	上鉄村	幕府直轄領	慶長7(1602)年旗本加藤領	"
	中鉄村	幕府直轄領	寛永10(1633)年旗本寛領	明和8(1771)年幕府直轄領
	下鉄村	"	寛永10(1633)年旗本寛領	"
	黒須田村	"	元禄10(1697)年旗本坪内領	"
	大場村	"	寛永10(1633)年旗本寛領	"
	市ヶ尾村	"	寛永15(1638)年青山領 慶安元(1648)年久世領 寛文9(1669)年幕府直轄領 寛文12(1672)年旗本甲斐庄領	"
	寺家村	"	寛永10(1633)年旗本寛領	元禄10(1697)年分知
	鴨志田村	"	寛永11(1634)年旗本大久保領 寛永10(1633)年旗本杉浦領	"
	成合村	"	寛永10(1633)年旗本寛領 寛永7(1630)年旗本朝岡領	"
	上谷本村	"	元和3(1633)年旗本渡辺領	"
恩田川 流域	中谷本村	"	慶長2(1597)年旗本倉橋領	"
	下谷本村	"	天正20(1592)年旗本松波領	"
	奈良村	"	元和5(1619)年旗本石丸領	"
恩田川 流域	恩田村	"	正保2(1645)年旗本岡本領	"
			旗本井戸領	"
			旗本清水領	元禄14(1701)年旗本星合領
			旗本坂領	"
			旗本斉藤領	"

明治8年6月 字と宅地所有者 (その2)

番号	字名	鈴木	三堀	金子	村田	志村	志田	渋谷	井上	坂田	村谷	臼井	瀧尾	白井	合計
1	久保田	1													1
2	榎戸							2							2
5	川久保				1										1
6	中耕地						4								4
9	松ヶ岡		2												2
10	下子			1											1
11	中子			4											4
12	中歌				8										8
13	歌川			1					2						3
14	稲荷			2			3								5
15	下の			1					1						2
18	三ツ		8							2			1		11
19	瀧尾											1			1
21	富士見								1	1					2
24	千ヶ							1							1
25	荒戸	1						2							3
26	上の	9				4						1			14
27	かいと	1	1			2					3			1	8
30	金水	3				1									4
合計		15	11	9	9	7	7	5	3	3	3	2	2	1	77

明治8年6月 鉄村の字別・地目別面積 (単位: 畝)

番号	字名	筆数	宅地	田	畑	山	敷	芝地	萱野	池溜井	荒地	境内	その他	合計	
1	久保田	70	1	8.29	62	6							1.06	70	
2	榎戸	130	2	14.15	120	8								130	
3	上耕地	110			104	6								110	
4	広町	137			131	6								137	
5	川久保	84	1	6.06	52	27	2	2.09						84	
6	中耕地	59	4	36.19	11	36				43.02			2	59	
7	芝間	99			88	11								99	
8	島根	57			41	16								57	
9	松ヶ岡	168	3	21.08	149	13		1.15		0.09				168	
10	下耕地	119	1	16.27	96	16								119	
11	子金岡	50	5	64.06	28	12						2.04	1	50	
12	中郷	52	11	99.25	5	26	9						2	52	
13	歌川	98	5	35.06	59	29	2						1	98	
14	稲荷谷	45	6	55.06	170.20	25								45	
15	下の谷	71	2	22.08	56.17	31	10						1	71	
16	台田	26			16	3								26	
17	神明谷	4			3	1								4	
18	三ツ郷	126	12	79.10	49	45	17						2	126	
19	瀧尾	4	1	6.28	3.13	2								4	
20	伊勢岡	2			1	1								2	
21	富士見岡	63	2	16.06	4	44	7						4	63	
22	宮ノ麓	36			5	26	5			7.27			1	36	
23	宮ノ東	12			5	6							1	12	
24	千ヶ町	34	1	13.16	1	28	2						1	34	
25	荒戸	38	3	20.10	15	15	3						1	38	
26	上の谷	44	14	117.08	1	10	11						7	44	
27	かいと	34	8	53.05	3	17	2						3	34	
28	矢崎原	6			6	94.11								6	
29	乾嶺岡	20			13	129.04	3						1	20	
30	金水谷	104	5	27.15	42	26	28						1	104	
31	堀切谷	21			13	92.20	5							21	
32	堀切	42			19	20.26	5							42	
33	中西	49			23	44.05	10							49	
34	大久保	18			9	45.05	9							18	
35	中ノ谷	51			50	77.11	1							51	
36	中東	31			2	148.16	3						1	31	
37	与治谷	28			13	2	25							28	
38	黒須岡	79			58	33.21	11						1	79	
39	吉美谷	30			19	66.17	4							30	
40	関ノ谷	45			11	50.19	7							45	
41	児松下	37			11	44.02	2							37	
42	奥ノ谷	23			19	38.20	8						1	23	
43	富士塚台	32			7	11.08	30.05							32	
44	老松嶺	23			9	57.28	15.13							23	
45	子生谷	26			19	2	24							26	
46	黒須岡	17			5	79.23	8							17	
47	生水谷	44			38	7	16							44	
48	芝崎	70			9	9.23	2							70	
49	山田	21			19	2	15							21	
50	北ヶ崎	93			75	19.21	8							93	
合計		2682	87	715.13	1537	625	335	29	4	5	6	16	5	2682	
					4515.03	3742.00	6677.05	112.17	4.13	45.10	45.13	85.15	63.24	46.15	16053.08

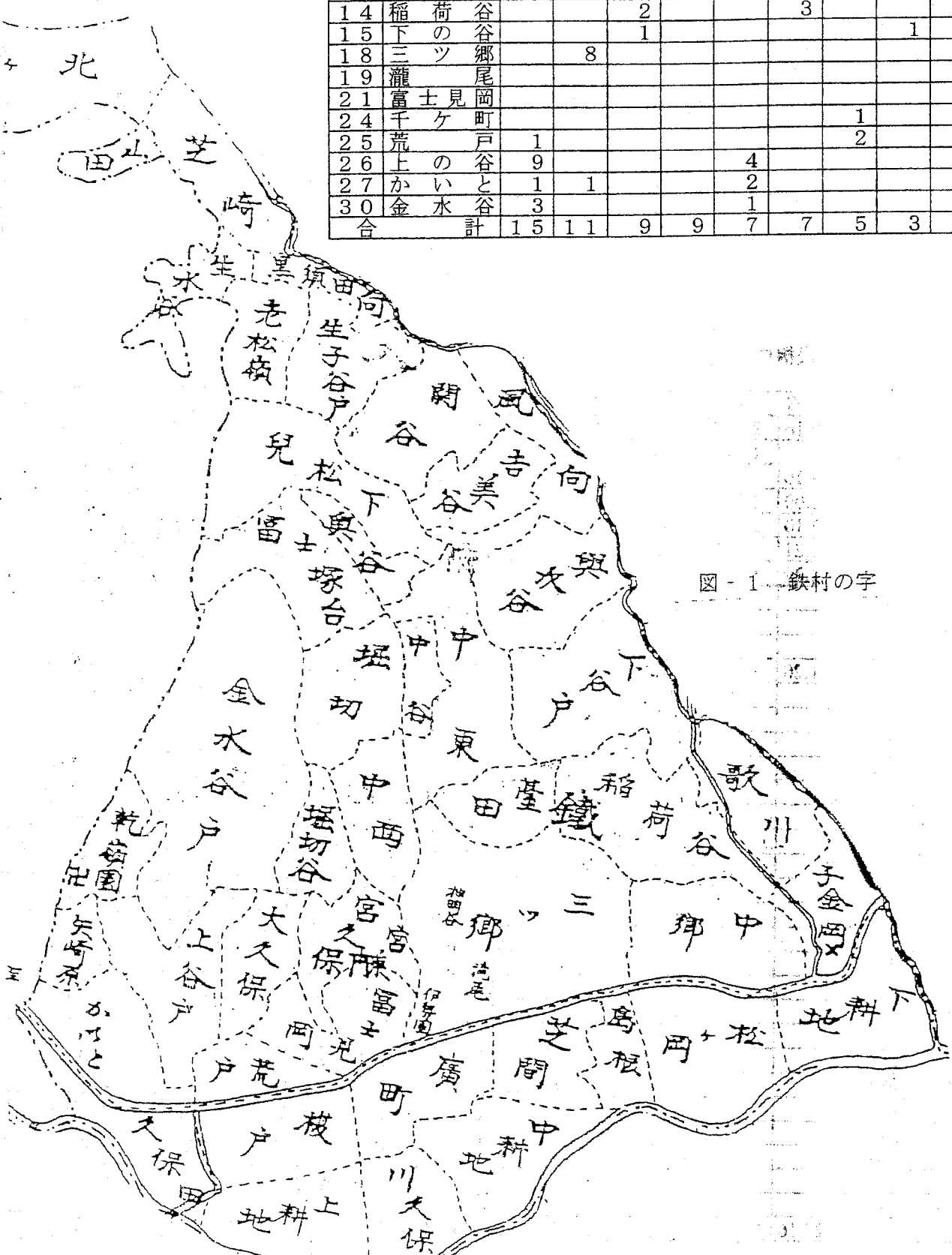


図-1 鉄村の字

元和2年(1620) 年貢指出状と年貢割付状

年貢指出状	年貢割付状
年月日 元和6年12月24日	元和6年10月2日
資料名 鉄中村申ノ指出之事	鉄中村申ノ取事
差出人 鉄中村兵右衛門・十右衛門	小泉勘九
請取人 御代官様	名主・百姓中
内容	
75石641 高辻 【此内】 《兵右衛門分》 田畑石合66石484 【引分】田方 0石251 荒山くミニ引 畑方 8石797 寅・辰ノ新田成島石ニ引 畑方 0石712 ほり代ニ引 畑方 0石191 荒ニ引 田方 2石207 寺家渡り 小以12石158 残 54石325 【此分】田方15石404 本田石 畑方 9石14 本島石 田方27石932 新田石 畑方 1石808 新島石 《十右衛門分》 田畑石合 9石199 【此分】田方 1石08 本田石 島方 3石767 本島石 田方 3石533 新田石 島方 0石819 新島石	高41石54□ 新田高辻 高34石09□ 高合75石641 【引分】田方 0石151 荒山くミ 畑方 1石97 寅・辰ノ新田成島ノ替 畑方 0石712 ほり代 畑方 0石191 荒ニ引 田方 2石207 寺家渡候 小以12石058 残63石583 【此わけ】田方 15石 申ノ田損捨 田方 32石949 本田・新田本作 【此取】18石611 5ツ6分7リン 畑屋敷15石53 本島・新島共ニ 【此取】5石472 3ツ5分 【右之外】田方 0石062 未改見出 【此取】0石016 2ツ5分 畑方 0石□39 未改見出 【此取】0石067 1ツ5分 【取合】24石166 (年貢率31.9%)

鉄村年貢指出一覧表

番号	年月日	表題	差出人	受取人	村高他	新田・ほり代他	番号
1	午 10.27 (元和4年)	鉄村午ノ石高之事	鉄村清七郎	御代官様	本高辻 [] 5.066 新田高辻 [] 5.067 高合 160.133 有石 91.117	田四石三斗者麻生・早野へほり代渡し、畑老石六斗九合八ほり代、畑拾五石斗九升六合八寅・辰年・田二成	7
2	申 12.24 (元和6年)	鉄中村申ノ指出之事	鉄中村兵右衛門・十右衛門	御代官様	高辻 75.641 兵右衛門分田畑石合 66.483 十右衛門分田畑合 9.199	(兵右衛門分)畑方八石七斗九升七合寅・辰ノ新田成島石ニ引、畑方七斗老升式合ほり代ニ引(十右衛門分田方式石斗七合寺家渡り)	8
3	戌 12.10 (元和8年)	鉄中村戌ノ歳指出し之事	鉄中村兵右衛門・十右衛門	御代官様	本高辻 41.541 新田高辻 34.092 有石 63.452	田方式石斗七合寺家へ渡候、島口八石七斗九升七合本島新田成入替、島方七斗老升式合ほり代	9
4	(後欠) (寛永元年)	鉄中村子ノ御指出之事	(後欠)	(後欠)	新田本田高辻 75.633 有石 63.452	畑方八石七斗九升七合八寅・辰新田成入替、島方七斗老升式合ほり代ニ引、田方式石斗七合寺家渡る	10
5	寛永 2.10.23	鉄中村丑ノ御指出之事	中鉄村兵右衛門・仁左衛門・十右衛門	御代官様	本田新田高辻 75.633 有高 64.1 [] 7	畑方九石老斗升口合寅・辰ノ新田成入替、畑方七斗老升式合堀代ニ引、田方式石斗斗升式合寺家へ渡る	1
6	寛永 3.3.15	(前欠)	鉄村兵右衛門他 8	小泉次大夫様	(前欠)	(前欠)	2-5
7	寛永 5.10.8	下鉄辰ノ御指出之事	下鉄村三郎左衛門他 5	御代官様	高辻 88.2 [本田新田有石 88.882	田方式石三斗ほり代寺家渡る	3
8	寛永 5.10.8	中鉄辰ノ御指出之事	中鉄村兵右衛門他 5	御代官様	高辻 71.313 本田新田共 67.064	田方式石四斗斗升七合ほり代寺家渡る(抹消)	4
9	(後欠) (寛永6年)	鉄村巳御指出之事	(後欠)	(後欠)	田島屋敷合廿三丁六反老畝拾五歩 分米 159.554	上田式反五畝十六歩・中田老石老畝廿六歩・下田老反式畝十歩ほり代寺家渡る	2-1
10	寛永 10.8.19	(前欠)	鉄村兵右衛門他 4	御代官様	田島屋敷合 154 反 916	上田式反五畝十六歩・中田老反四畝拾歩・下田式反式十歩ほり代寺家渡る	5
11	寛永 10.8.20	(前欠)	鉄村兵右衛門他 4	御代官様	畑屋敷合 108 反 815	(前欠) 未・丑ノひらき	6

元和4年(1618) 年貢指出状と年貢割付状

年貢指出状	年貢割付状
年月日 元和4年10月27日	元和4年12月13日
資料名 鉄村午ノ石高之事	一鉄之村午ノ取出候事
差出人 鉄村清七郎	小次太
請取人 御代官様	名主・百姓中
内容	
高口5石066 本高辻 高口5石067 新田高辻 高合160石133 【此分】 ○田石合 99石307 【引分】 0石251 山くみあれ 2石808 巳ノ年々畑成 0石831 午ノ年々畑成 4石3 麻生・早野へほり代渡し 引石合 8石19 残 91石117 ○畑屋敷合60石826 有高 【引分】 0石191 あれ 1石609 ほり代 15石296 寅・辰年々田二成 引石合17石096 残 43石73 ○「此外」 1石465 巳ノ年々畑二成石 0石416 午ノ年々畑成 有石 田合...4556.1.1	高95石066 本高辻 高66石948 新田 高合162石014 【引分】田畑 八石19 山くみ荒 畑方17石096 寅・辰ノ歳々新田ノ入替候由 残136石728 有石 【此分】田方91石187 【取】47石405 5ツ2分5リン 畑屋敷45石805 【取】18石244 内1石881 巳・午ノ口々田ノ分畑石ニ入 【取合】66石048 (年貢率48.3%)

鉄村年貢割付一覧表

番号	年月日	表題	差出人	受取人	本田・新田他	新田・堀代・寺家渡候他	資料
1	辰 11.27 (元和2年)	(前欠)	小次太	名主・百姓中	有石 93.016 田方 53.998 畑屋敷 39.418		17
2	巳 霜 27 (元和3年)	鉄村巳ノ取事	小次太	名主・百姓中	本高辻 95.066 新田高辻 65.067 有高 153.782	田方四石三斗者鉄・市郷新田堀之替ニ麻生・はやのへ渡ル、畑方老石八斗者寅ノ堀代ニ引	19
3	午 12.13 (元和4年)	一鉄之村午ノ取出候事	小次太	名主・百姓中	本高辻 95.066 新田高辻 66.948 有石 136.728	田畑八石老斗九升者巳ノ年・麻生・早野へほり代、畑方拾七石九升六合者寅辰ノ歳・新田ノ入 []	20
4	未 12.20 (元和5年)	下鉄中村 []	小次太	名主・百姓中	高辻 75.641 有石 63.92 田方 48.386 畑屋敷 15.534	田方八石三斗六升寅ノ新田畑石ニ引、田方七斗老升式合堀代ニ引、田方式石斗七合寺家渡る	21
5	申 10.2 (元和6年)	鉄中村申ノ取事	小泉勘九	名主・百姓中	[] 41.54 [] 新田高辻 34.9 [] 有高 63.583	畑方 [] 斗九升七合寅・辰ノ新田二成島ノ替、畑方七斗老升式合ほり代、田方式石斗七合寺家渡る	22
6	西 12.3 (元和7年)	鉄中村酉ノ歳取事	小勘九	名主・百姓中	本高辻 41.541 新田高辻 34.099 有石 63.452	田方式石斗七合寺家へ渡ル 畑方八石七斗九升七合本畑替ニ成人かい、畑方七斗老升式合ほり代	23
7	戌 12.17 (元和8年)	鉄中村戌之取事	小次太	名主・百姓中	本高辻 41.541 新田高辻 34.092	畑方九石七斗斗升三合寅・辰ノ新田二成人かい、ほり代荒西ノ川くみ共 田方式石斗七合寺家へ渡る	25
8	亥 12.6 (元和9年)	鉄中村亥ノ取事	右次太代九右衛門	(後欠)	本高辻 41.541 新田分 34.092	田方式石斗七合寺家へ渡ル	26
9	寛永元.12.4		小次太	名主・百姓中	本田・新田 [] 75.635 有高 63.452	島方八石七斗九升七合寅・辰ノ新田 []、島方七斗老升式合ほり代 []、田方式石斗七合寺家 []	1
10	寛永 2.11.22	鉄中村丑ノ取之事	小次太	名主・百姓中	本田・新田高辻 75.635 有石 64.187	田方式石三斗斗升式合寺家へ渡る	2
11	寅 12.8 (寛永3年)	鉄中村寅之取之事	小次太	名主 (後欠)	本高辻 41.541 新田高辻 34.092	畑方八石七斗九升七合寅・辰ノ新田二成人替、畑方七斗老升式合堀代、田方式石斗七合寺家へ渡る	16
12	寛永 4.12.25	中鉄卯之取之事	小次太	名主・百姓中	高辻 71.312 有高 67.449	田方式石四斗斗升七合堀代寺家 []	3
13	寛永 7.11.21	鉄中村午之御年貢割付	中野吉兵衛	名主・惣百姓中	残 66.292		4
14	寛永 8.11.15	中鉄村未御年貢割付	中野吉兵衛	庄屋・惣百姓中	高 71.312 残 65.134		5

註 年号の記載がなく十二支のみの資料については、齊藤 司「近世初頭、江戸周辺の代官支配について—小泉代官を事例として—」の時代推定を参考にし—一覧表とした。

小泉次大夫と五力村用水年表

年月日	干支	西暦	代官
天正19(6/21)	卯	一五九一	村田家
天正19(6/21)	卯	一五九一	村田家
慶長2	酉	一五九七	村田家
慶長4(1/5)	亥	一五九九	村田家
慶長6	丑	一六〇一	村田家
慶長7	寅	一六〇二	村田家
慶長8(10/28)	卯	一六〇三	村田家
慶長9(29)	辰	一六〇四	村田家
慶長10(1/9)	巳	一六〇五	村田家
慶長14(7)	酉	一六〇九	村田家
慶長15(1)	戌	一六一〇	村田家
慶長18(4/25)	丑	一六一三	村田家
慶長19	寅	一六一四	村田家
元和元	卯	一六一五	村田家
元和2(9/16)	辰	一六一六	村田家
元和2(11/27)	辰	一六一六	村田家
元和3(11/27)	巳	一六一七	村田家
天和4(12/13)	午	一六一八	村田家
元和4(10/27)	午	一六一八	村田家
元和5	未	一六一九	村田家
元和6	申	一六二〇	村田家
元和6(10/2)	申	一六二〇	村田家
元和9(12/8)	子	一六二四	村田家
寛永元(10/22)	子	一六二四	村田家
寛永6(8/6)	巳	一六二九	村田家
寛永10	酉	一六三三	村田家
寛永13(12/3)	子	一六三六	村田家

小泉次大夫 大久保長安 大村田家

中鉄村の村田家二代長門が没する。
 代官頭大久保長安配下の竹川監物、**鉄村に検地**を施行する。
 小泉次大夫吉次、徳川家康に召され臣従する。橋樹郡小杉陣屋を中心幕領支配にあたる。
 小泉次大夫吉次、多摩川沿岸を巡視し、世田谷・六郷(左岸)および稲毛・川崎(右岸)の四ヶ領の用水路(六郷用水・二ヶ領用水)開鑿による新田の造成を進言し、直ちに用水の測量を開始する。
 小泉次大夫吉次、六郷用水の工事開始にあたり、名主を招集し、普請御用触役や人足世話役を潜出する。
 小泉次大夫吉次、武蔵国稲毛・川崎領の代官となる。六郷領についてもこの頃から小泉代官領になったと推測される。
 鉄村の一部が旗本加藤領となり上鉄村、残りの地域は下鉄村となる。
鉄村に検地が施行される。「下鉄御縄打水帳」によれば、面積一七町八反八畝一五歩、内「開」が全体の約二〇%を占める三町五反二畝一歩(筆数五筆、内田五筆・畠四六筆)、石高は九五石〇六五、名請人三二名、内屋敷名請人は一四名となっていた。また、検地の「案内者」は大蔵と清三郎の二名となっており、大蔵は名請人第一位の四町四反五畝九歩、清三郎は第二位二町九反六畝二九歩となっていた。
 小泉次大夫吉次、用水工事促進のため、天領以外の私領からも人足を挑発できる権限(人夫配當の黒印)を家康より頂戴する。
 二ヶ領用水と六郷用水が完成する。
 小泉次大夫吉次、用水本流から田一枚ごとに水を運ぶ小堀の開鑿を開始する。翌慶長一六年三月完成。二ヶ領用水は三〇〇日余り、六郷用水は四六日間。この頃、新田開発の褒美として領地の他に代官所の本田・新田の一〇分の一を頂戴する。
 代官頭大久保長安が没する。この頃、大久保長安の支配領域であった小机領が小泉代官領となる。
《五力村用水の第一期工事》
 小泉次大夫吉次の子久弥吉明、大阪夏の陣に出没する。享年三七歳。
 「鉄村(下鉄村)」に新田検地が施行される。七三筆(内田二四筆・畑四九筆)、面積三町四反三畝一七歩、一三石九四。《五力村用水の第二期工事》
「年貢割付状」(前欠)に「有石」「九三石老升六合」(慶長八年の検地石高九五石〇六五とほぼ同じ)とあって、「此分」は「田方五拾三石五斗九升八合」・「畑・屋敷廿九石四斗老升八合」とあった。また、「右之外」に「田方四拾五石九升七合」・「畠方六石九斗五升九合」とあり、前者には「出石」、後者に「新島」とあって、年貢率はそれぞれ「四ツ三」「一・老ツ取」とあった。
「鉄村已ノ取事」(年貢割付状)によれば、村高一六〇石一三三の内「新田高辻」として全体の約四一%にあたる六五石〇六七とある。また、「田方四石三斗」について「鉄・市郷新田堀之替に麻生・はやのへ渡ル」、「畑方老石八斗」は「寅ノ堀代二引」とあった。
「鉄村清七郎」より御代官様宛に差し出された**「鉄村午ノ石高之事」**(年貢指出状)によれば、「高合百六拾石老斗三升三合」の内訳は「本高辻」九五石〇六六・「新田高辻」六五石〇六七(合計一六〇石一三三)と推測され(虫損のため)、内「田石合九拾九石三斗七合」の内四石七三斗は「麻生・早野へほり代渡し」とあった。また、「畑屋敷石合六拾石八斗式升六合」の内「引分」一石六斗九合は「ほり代」、「一五石二九六は「寅・辰年々田二成」とあった。
 代官小泉次大夫吉次が「一鉄之村」の名主・百姓中に出した**「一鉄之村午ノ取出候事」**(年貢割付状)によれば、村高一六二石〇一四の内六六石九四八は「新田」、**田畑八石一九は「山くミ荒」**の他に**「巳ノ年々麻生・早野へほり代」とあった。また、畑方一七石〇九六は「寅・辰ノ歳々新田ノ入」**とあった。
 小泉次大夫吉次、代官職を辞す。武蔵国豊島・荏原の二郡で七四〇石余りの采地を賜る。
 小泉勘九郎吉勝、父吉次の跡を継いで代官となる。次大夫と改名する。
 小泉勘九郎吉勝が「鉄中村」の名主・百姓中に出した「鉄中村申ノ取事」(年貢割付状)によれば、村高七五石六四一の内「本高辻(?)」・「新田高辻」としてそれぞれ四一石五四〇・卅四石九「(新田高辻の割合は約四五%)とあった。この内「引方」として**「畑方」「一斗九升七合(計算では八石九八八)」**は「寅・辰ノ新田二成畠ノ替」とあった(下鉄村全体では一七石〇九六)。「引方」の内「同(畑方)七斗老升式合」は「ほり代」、「田方式石式斗七合」は「寺家渡候」とあった。
「鉄中村」の兵右衛門・十右衛門が御代官様宛に差し出した**「鉄中村申ノ指出之事」**(年貢指出状)によれば、「鉄中村」の「高辻」として七五石六四一、内八七、九%にあたる六六石四八三は「兵右衛門分」、残り九石一九九は「十右衛門分」とあった。「兵右衛門分」について、畑方八石七九七は「寅・辰ノ新田成畠石二引」、畑方〇石七一二は「ほり代二引く」、田方二石二〇七は「寺家渡り」とあった。
 小泉次大夫吉次、享年八五歳にて没する。法名宗可、川崎の妙遠寺に葬す。
 中鉄村の村田家三代大蔵が没する。
 小泉次大夫吉勝、享年三四歳にて没する。甥平三郎を婿遺跡として届け出ていなかったため、代官所一〇分一及び領地が召し上げられる。
 寛永の地方直しにより**下鉄村が旗本寛領**となる。
 中鉄村の村田家四代兵右衛門が没する。

水 訟 史

戸倉英太郎

加
春
作

高
橋
正
樹
繪

續

水 訟 史

戸 倉 英太郎

此項旧中里地区五ヶ村の用水路に絡む水論を主として記し、加うるに此用水路の話をしてし、而して其資料は鉄町金子重作氏所蔵の左記文書や地図であるから、述べるところ勢い下鉄村に帰する嫌があると思う。筆者は後日関係各村よりの資料が出て来て、此水訟史が完成せられんことを冀つておる。

金子重作氏は下鉄村名主利右衛門の後裔で、筆者の下麻生、三輪、早野関係場所の見学は、同氏の東道指導によるものであることを附記する。

資料

- 一、宝永四年下鉄村検地帳
- 一、(元文度) 追訴状(三年) 追訴状(断簡)
- 吟味の次第(断簡) 村方連判状(断簡)
- 絵図作成顛末書 絵図立会帳 かぶせ絵図
- 一、享和二年出米割合議定書
- 一、(文化度) 早野村答弁書 内済届出証文
- 堀敷代地もちやくちや噺
- 一、(文政度) 上鉄村内紛調停書(断簡) 押切堰堀替議定書
- 諸経費計算書 納米割当書 堰等仕様書
- 一、天保十四年下鉄村箇条申立書
- 一、(明治度) 七大区六小区鉄村見取図
- 一、(昭和度) 下麻生訴状 同催告状
- 横浜地方裁判所判決書
- 外に
- 元堰碑銘
- 押切改修揚水新設記念碑銘

五箇村用水路

都筑の中央を西より東に流れる鶴見川の水を、上遊川崎市下麻生旧都筑郡下麻生村で堰留め、其水を同市早野旧都筑郡早野村を経て、我港北区鉄町、大場町、市ヶ尾町に導き、川和町の境で鶴見川に放水する水路がある。之が此項に述べんとする旧五ヶ村の用水路で、水路の全長凡一里半、巾五―七尺、鶴見川北部旧五ヶ村の水田五十町歩に灌漑用水を与へる大切な役目を持つておる。此水路は川和・能ヶ谷間の県道に沿うておるので、道行く人の目にはよくふれる。県道改修の為に多少の変動は生じて居るが、大体昔と同じと云うことである。

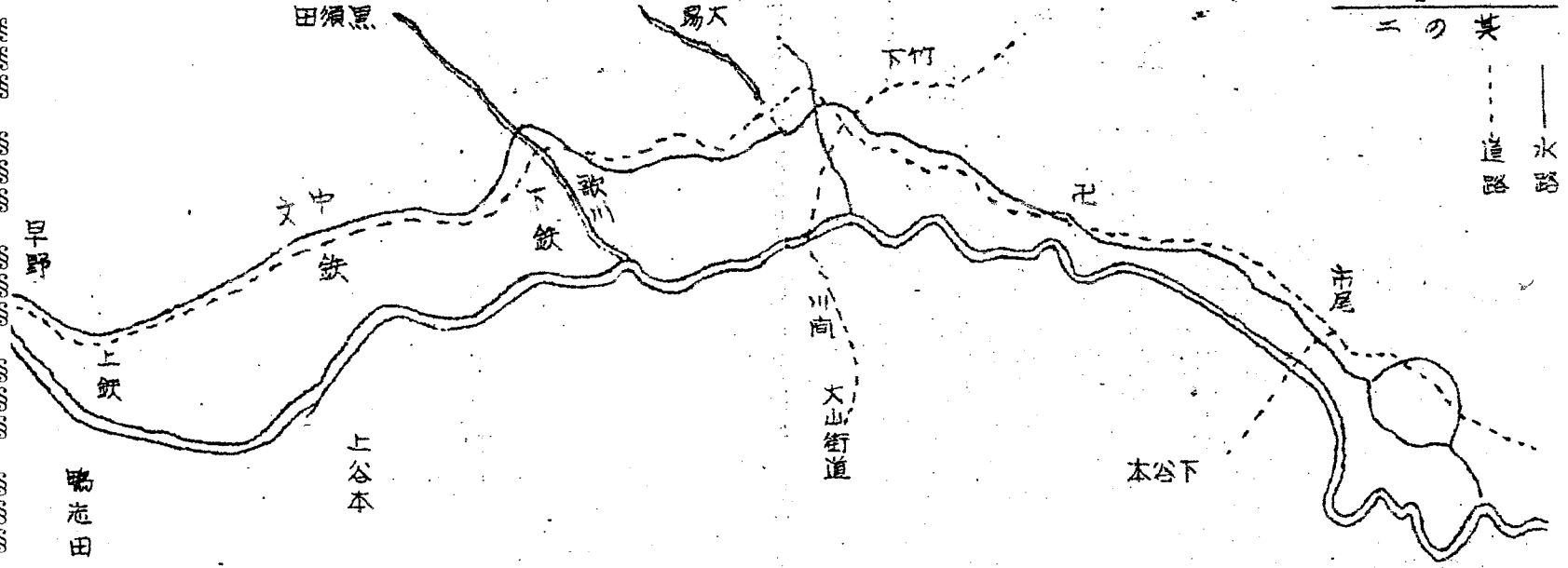
次に此水路の概要を述べると、

下麻生 島の西部には旧堰の址がある。此所の取入口より水を引き東方に約三町、真福寺よりの小流に合流せしむ。此小流は新堰所在地で鶴見川に近接し更にはなれて東南流し下麻生押切に至り、方向を西南に転じて鶴見川に落つる。其押切に第二番目の堰を築きて、水を東南方早野への用水路に導いている。小川を利用すると約五丁、新堰竣成後は約一丁を短縮すると見てよかるう。

水路畧圖

其二

水路
——
道路
- - - -



押切堰からの用水路は早野を東南に貫くこと六町半許り、横浜、川崎両市の境に近く押切堰改修碑が立つておる。下鉄で歌川、大場で小流を押切つて市ケ尾に入り、中部で二流となり、更に下市ケ尾にて合し鶴見川に入る。其間大なる設備は元堰及押切堰で其他下鉄、大場、市ケ尾に小堰がある。

堰は春分に鎖し、秋分に開くのが大体の定めである。其間でも七、八月が最も灌漑用水を多量に必要とする時であるから、給水の争が生じない為に、一日の内正午より夜十二時までの間は、鉄町が水を取り、夜十二時より翌日正午までは大場・市ケ尾町に送水することとに取極められておる。之は往昔よりの申合であるが、送水時間中は上下お互に警戒したと云う。

此堰及用水掘割は、何時何人の計画によつて出来たかはわからない。宝永四年（一七〇七年）正月下鉄村検地帳に早野村に堀敷代地として渡した上田の事が見ゆるから、それ以前に出来たものに違はない。灌漑用水に乏しき五ヶ村の人々にとつては、此用水計画は実に重大な問題であつたらうし、亦其実現の為に上流各村へ払はれた報償、堰の築造、水路開鑿の費用労力は誠に多大なものであつたと想像される。それには例令領主の援助があつたととしても、当時少数であつた村の住民が之を負担しなければならなかつた。

其結果何百年後の今日でも、五ヶ村五十町の水田に用水を与へ、二百余人の農業者の経営を援けておることを考へると、我等は昔の人々に対し心からなる尊敬と感謝を捧げねばならぬと思うのである。

受益五ヶ村が上流麻生、三輪、早野の三村に対し如何なる報償を与へたかは資料がないので語ることが出来ないが、下鉄村の例よりすると、或は地所を与へ、或は貢米を贈つたと考へられる。地所には増減がなかつたかも知れぬが、貢米高は時によつて協定更正されておる。

上鉄村	地頭加藤	(慶長七年より)	戸数四四	(文化)	村高二八〇石	(二八〇石)
中鉄村	〃	寛	一二	(〃)	九九石	(九九石)
下鉄村	〃	寛	一九	(天保)	一一三石	(八七石)
大場村	地頭寛	〃	三一	(文化)	二〇四石	(一九二石)
市ケ尾村	〃	甲斐庄	六四	(〃)	四四三石	(四四三石)
		(寛文十二年より)				

関係五ヶ村

(享和)

(文政)

十一日から名主宅を宿としておる。

一、四月六日かり堰を造ることを五ヶ村名主達が江戸に向いて願出たけれど許可が得られなかつた。

一、同月十三日絵図野取場所が関係七ヶ村で意見一致しなかつたので、三輪、麻生、鉄、大場の四村代表が訴出た。

一、同月十六日絵図野取立合を開始し、三輪村竹ノ川より川下へ川道百五十五間五尺野取した絵図立会帳には四月十六日、一番より十七番まで拾七筆に分ち、一筆は五、六間より十間位に仕切り、

一番 西ノ大分 拾間

右ノ川岸八尺八寸

川はば八間老尺 水幅三間二尺

左岸八尺五寸

右岸に多二老本あり

左岸にそう木立細竹あり

之より西の八分江川上

の如き記入をなしおる。

此第一日の終に

右之通双方立会絵図野取場所所有体少茂相違無御座候、以上

午四月十六日

三輪村 名主庄兵衛[㊦]

外十二人(名を省く)

下麻生村名主源右衛門[㊦]

外六人 (同 断)

鉄村 名主茂右衛門[㊦]

外十六人(同 断)

大場村 名主伝右衛門[㊦]

外四人 (同 断)

市ヶ尾村名主新五兵衛[㊦]

外九人 (同 断)

と捺印しておる。此書口は立会をする日毎に繰返されておるのであるが、第二日以降に於ては立会人はグツト減少しておる。

一、野取第二日は四月十七日、十八日、廿二日、廿三日、廿四日、廿七日、廿八日、五月四日、六日、七日、十日、十一日、十二日の都合十四日で完成、其後下絵の作製にかゝつておる。此間野取間数五千二十一間三尺(手記)に達すると云う。

一、絵図立会帳は前述の如く五冊あるが、其内第二冊は正式のものでない。第一冊の巻頭に、一、其村と我等村方と出入絵図を被仰付、依之双方立会致誓詞、場所所有体に絵図野取相始申候と記し、第五冊巻尾に、

右之通り双方立会絵図野取場所所有体御誰方思召之分少も相違なく相仕舞申候、以上

午五月十四日

三輪村

名主 庄兵衛[㊦]

名主 七郎右衛門[㊦]

名主 源左衛門[㊦]

麻生村

名主 源右衛門[㊦]

鉄村

名主 茂右衛門[㊦]

名主 文左衛門[㊦]

名主 理右衛門[㊦]

大場村

名主 伝右衛門[㊦]

市ヶ尾村

双方立会絵図野取午四月十日より五月十二日迄、分百間四寸之分間ニ双方相談の上相定申候、以上

白紙五枚

上麻生村分山並道、双方相談之上絵図面ニ記之、為念如斯御座候、以上

但シ白紙之内ニ印之也

斯の如く関係七ヶ村役人立会の下に絵図は作られた。

絵図 長十一尺、巾三尺

上鉄、早野村境附近より、下は市ヶ尾・川和堺に至る鶴見川及用水路を主となし、道路、村居、神社、寺院、丘陵等を精密に記載する。図面に、

右之通三ヶ村名主・組頭・惣百姓立会、百間四寸之分諾を以如斯場所無相違かぶせ絵図仕立差上申候、以上

元文三年午五月

絵師 四郎右衛門

鉄村名主儀右衛門

文左衛門

利右衛門

大場村名主伝右衛門

市ヶ尾村名主元右衛門

新五兵衛

私は此大絵図を見て、奉行所の役人達は五ヶ村水利問題の根本的解決に資する為に、此図を作製させたのであらうと考へた。それは普通の場合訴訟に添加される図面は、係争個所を主として画いたもので、此元文の争議にしても麻生堰所在地が焦点であるから、其個所が明示されるべき事足るのであるまいか。然るに此図は下流五ヶ村の流水状態を主なる調査の目標となしておるからである。

それはさておき、此絵図は五月廿五日評定所に提出された。麻生、三輪二村の反対は猶続行されて、五ヶ村側の申立はなかなか実行されそうもない。故に次の追訴が行はれた。

乍恐以追訴申上候

一、拙者共村方と、武州多摩郡三輪村・同国都筑郡麻生村用水堰出入双方立会絵図被仰、依之去る五月廿五日御評定所江絵図通前書差上申候、其節拙者共願之筋相立、論所に杭木打、依前書通り致堰候様被仰付難有奉存候処に、同廿七日御内寄合江双方罷出候節、三輪村・麻生村両村之者共何角と決成偽申上候に付、杭木打之儀延引仕候様於御内寄合に被遊御意至極難儀奉存候、先達而御申上候通、論所川敷一枚岩に御座候付、杭木打不申候ては堰成就不仕候付、杭木打堰致候様に奉願上候、勿論何れの堰も大方他村の内より用水引申候、分水仕候堰自由に相成候ハ、取入堰に皆御願可申と奉存候、此儀両村の者共非議申立候故に御座候、今年も千石の田場不致不作仕候、今様に用水に被相障候ては、拙者共村方三ヶ村悉退転仕候間、何卒御慈悲を以て只今の通り論所江杭木堰仕候様被仰付候ハ、難有奉存候、以上

武州都筑郡鉄村

名主 茂右衛門

組頭 武右衛門

百姓代 源右衛門

名主 文左衛門

組頭 次右衛門

名主 利右衛門

組頭 四郎兵衛

百姓代 元右衛門

同国同郡大場村

名主 伝右衛門

組頭 清左衛門

百姓代 平右衛門

同国同郡市ヶ尾村

名主 新五兵衛

同 元右衛門

元文三年午六月廿七日

享和出米議定

享和二年（一八〇二年）用水路に当る六ヶ村が、満水時に起る麻生村の損害を予防せんが為に、杭水柵等の材料代を送り、併せて其設備を麻生村に一任することを申合せた。

此議定によると早野村は小額ではあるが、米一斗の六給割合に加入しておる。之は同村が此用水路によりて幾何かの利益を享受することを認めたと云へよう。

出米割合議定之事

一、下麻生村より下郷六給二相掛り候早野地内水吐出入扱人中立、麻生村・早野村地境水吐通麻生村地面満水の節、万一欠損等無之ため水先江杭柵仕立候積りにて、竹木代として年々米式斗五升宛、下郷六給より麻生村江差遣せ、仕立方並以来修覆等二迄迄麻生村より引請、下郷六給にてハ差構無之旨にて内済仕候、右割合の儀ハ前書式斗五升之内米老升ハ早野村より市ケ尾村迄六給にて割合差出筈、残り一斗五升は上鉄村より下五給にて差出熟談仕候儀相違無之候、為後証差入申一札仍如件

右割合左之通り

一、高二百五十石

早野村

此出米一升八合

名主助太夫代 源 治 郎 ④

一、高二百七十九石七斗六升二合一勺

上鉄村

此出米五升六合一勺四才

名主 源 治 郎 ④

同 藤 兵 衛 ④

一、高九十九石八升八合

中鉄村

此出米二升一合七勺

名主 藤 右 衛 門 ④

一、高百十三石

下鉄村

此出米二升五合二勺五才

名主 利 右 衛 門 ④

一、高二百四石

大場村

此出米四升六勺九才

組頭 長 藏 ④

一、高四百四十三石二升一合

市ケ尾村

此出米八升九合九勺

名主 新 五 兵 衛 ④

右出米取集之儀ハ、村々年番にて相集麻生村江相渡対談候、以上

享和二年十一月

上鉄村の内紛

次に採録した文政六年十二月の記録は、初頭の紙を失つて居る為に此事件の全貌を知ること出来ぬが、用水路の監理問題をめぐつて上鉄村に内紛が起つた。之を中下鉄・大場・市ケ尾各村の役人が仲立取扱ひ内済に納めたことを記述しておる。

云う迄もなく長さ一里半にも及ぶ用水路であるから、水路を浚い川岸を修覆し、又各所の水量調節設備等を監視し以て機能の完全を計らねばならぬ。之が為に五ヶ村に予め協定が設けられておつた。

然るに上鉄では此協定が一部実行されなかつたので紛議を生じたのである。次の記録は用水路監理が如何に行はれたかの一端を知る参考になると思ふ。

小木より中・下鉄村境水引口迄中・下鉄にて浚、右場所是迄一年替り仕来候処、中・下鉄村境より相田堰口まで市ケ尾村にて年々浚来候場所、此度済方二付右場所繰越、早野村境より瀧前谷ト入口橋迄三郎兵衛方にて請負、右橋より相田堰口迄中・下鉄にて浚、尤年季明候得者先規之通可致筈、且亦押切洗上留三郎兵衛方にて、明申年より来寅年迄七ヶ年之間堀浚共請負、上留賃米未年は五斗六升、堀浚賃米三斗、都合一ヶ年二八斗六升之処、市ケ尾村前書之借金五兩有之間、明申年より来寅年迄七ヶ年賦右請負、賃米を以年々米七斗五升宛、十一月中旬限り市ケ尾村に相渡、元利返済之筈にて内済仕、市ケ尾村堰賃米並押切洗上留之分共、

米拾貳俵壹斗四升請取、伝馬入用引残而小前一同に割渡熟談内済仕候上は、双方より御下ヶ願可仕候、依て内済議定証文如件
文政六未年十二月

上鉄村	九右衛門
訴訟人名	藤藏
同	三郎兵衛
相手年寄	作右衛門
年寄	久右衛門
名主	次郎右衛門
組頭	伝五右衛門
扱人	文左衛門
中鉄村扱人名主	利右衛門
下鉄村同 名主	久次郎
大場村同 名主	新五兵衛
市ヶ尾村同名主	榮助
同所 同 組頭	

右之通申年より来ル寅年迄七ヶ年之間堀浚如斯二候、年季明卯年より先規之通可致筈

早野村との争

下鉄と早野との争 時は文化五、六年

押切堰より堀割用水路は東南に畑中を通し、北より来る一小溝と合し、県道北側に並行して一路上鉄に入る。其早野地内に於ける長凡六町半、此水路には何等の設備はない。

一、起因
文化五年は凶作であつたから、下鉄村は毎年早野村に払つておる用水路堀敷に対する代米をまけて呉るように申込んだ。之を早野村で拒絶したので、種々懸合の末談合破裂、翌六年二月下旬下鉄村は名主紋弥、組頭利右衛門が訴願人となり、時の勘定奉行松平兵庫頭信行に早野村役人を相手取りて訴訟を起した。

二、双方の申分
下鉄村より奉行所へ提出した訴状がないから、早野村が下鉄村の訴に対して提出した返答書及最後の「差上申済口証文」によつて、下鉄村の申分を察すると、
イ、下鉄が年々早野に支払つた米は、用水堀敷の年貢米ではない。下鉄村にある早野村の飛地を下鉄で小作しておる其小作料である。

ロ、此飛地は上田十間に五十五間の面積で、宝永四年の検地帳に明記されておる。

宝永四年正月下鉄村御検地御改野帳清書

一、上田 五十五間・十間 是は早野村江堀敷に相渡候

壺ヶ所

註、此時繩奉行近藤武左衛門、案内人村名主利右衛門、組頭金兵衛、同佐兵衛、竿取寺家村次郎兵衛、大場村八助

早野村飛地は下鉄字下耕地にあつた。

天保十四年下鉄村簡條申立書に、検地帳と同様の記載がある。此書地字を大河内と記しておる。

明治に出来た「七大区六小区鉄村見取図」と云うに、狭長な一区を画きて「アサヲムラトビチ」と記入す。之は誤記である。鉄の人が小作して来たが後に早野より買収したとのことである。

ハ、小作料である以上、凶作であれば減少して呉れてもよいではないか。

ニ、若し話合がつかなければ、其田地を早野に引取つて耕作して貰う。

之に対して早野村は、

イ、下鉄村は毎年堰堀代米として、四斗入四俵、一斗五升八合並一斗二升六合都合米一石八斗八升四合を早野に納めて来た。

が免されて徳川家康に属し、早野村二百五十石、埼玉郡に五百五十石、甲斐山梨郡に五百石合せて千三百石を領し、御槍奉行となり兵法（富永流）を講じた。重師―師勝―泰貞―泰暦―泰代―泰房を経て、靱負参前（シゲアキ）明和六年十四歳で家を継いで、もちやくちや嘶の敵役は此人で、下鉄と早野とが争つた文化六年は参前五十四歳である。

戒翁寺富永氏墓

川崎市早野戒翁寺は曹洞宗、旧地頭富永氏の墓地は寺より一町計り南の丘上にある。大なる五輪塔四基杉林の一端に列ぶ。

一、芳林院殿喜翁宗観居士 塔高六尺余

富永主膳正源朝臣安吉

正保三丙戌年十二月十六日

註 家譜に重吉とする。戒翁寺開基

二、高雲院殿昌岳良繁居士 高サ五尺五寸

寛文十二壬子年霜月十九日

註 三代目師勝の墓

三、墓銘漫滅読みがたし婦人の墓である 高五尺

四、雲松院殿無岸鉄心居士 高六尺五寸

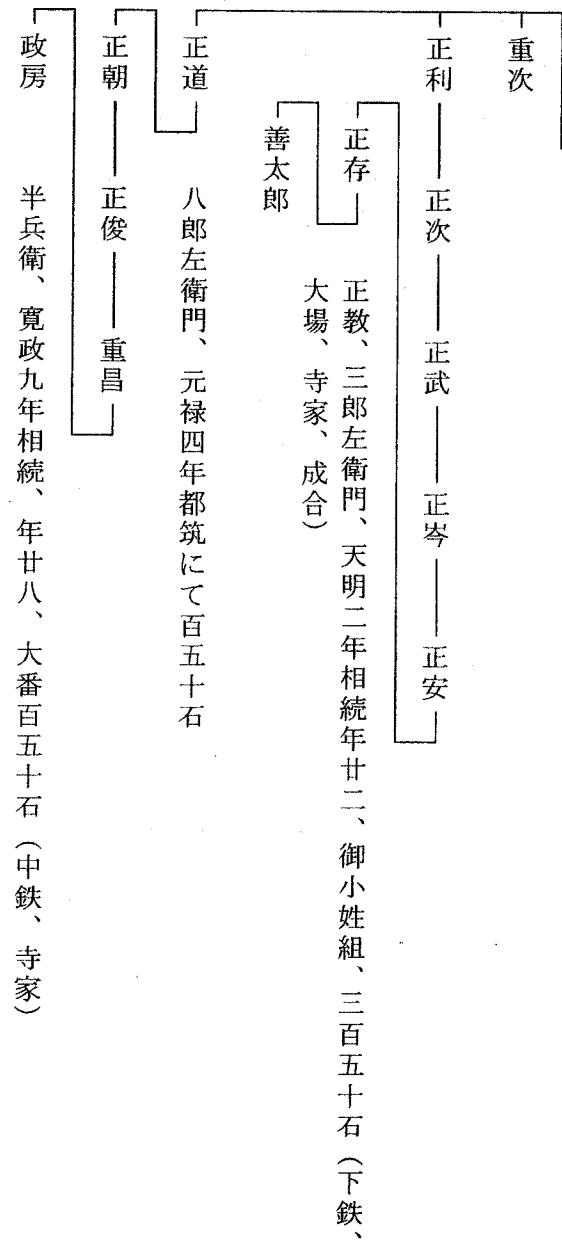
寛文二壬寅年極月廿八日

註 二代重師の墓、四代以降は江戸に墓所を置く

寛氏略系図（寛政家譜より）

寛氏の前篇「傘連判状」に述べたから、此处には略系のみを掲ぐ。

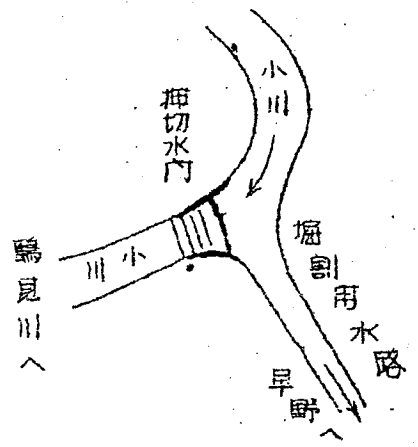
○ 正重 ― 元成の三男 三郎左衛門、寛永十年都筑に知行を受く五百石



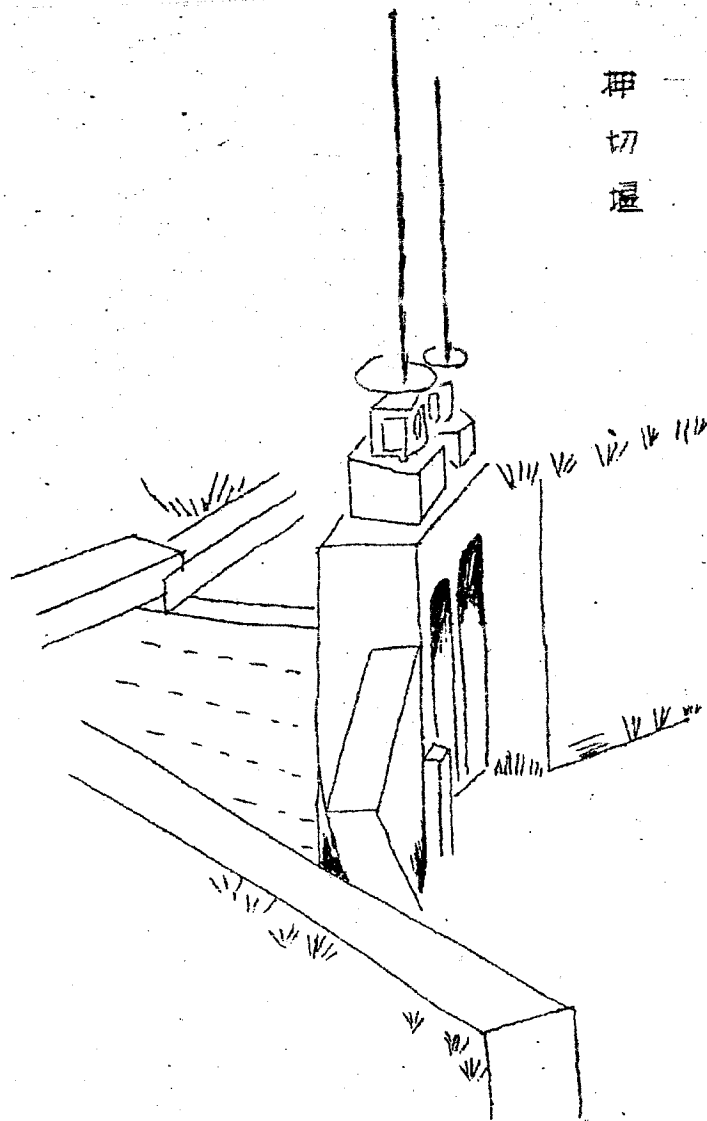
押切堰

押切堰は川崎市下麻生字押切にある。文書に早野前と見ゆるは、此所が早野との境に近いからである。此堰は前に云つたように、鶴見川よりの引水が下麻生島で小川に落ち、此所に来たのを掘割用水路で早野に流す為、其の川を堰留めたもので、鶴見川に昭和新堰を築く以前は、此所が第二番目の掘割用水路の起点であつたもので、旧堰を距る水路東南約八丁の地点に当る。小川の水は此堰より落ちて西南流一町半位で鶴見川に合する。

此押切堰は鶴見川の大堰と同時に築造されたものである



押切堰



が其年代は明らかでない。最初は杭木を打ち水柵をかいたものであつたと思はるゝも、川幅の狭いので何時が水門が造られたであろう。文政の協定書に水門の事が見えておる。地が平野の中で土壌の關係にもよるが、年々修理を加えたようで、天保十

四年下鉄村方より地頭への申立に、

早野前押切場壺所

右者土手幅三間、悪水吐洗井二間程も有之、誠に難義場所にて年々普請出来致し一同難儀仕候、右洗井伏替諸掛金は御屋敷様より被下置候

と見ゆる。金子氏文書の文政の堰堀替は其中での大工事であろう。其詳細は次の文書に譲ることとする。

其後大正六年に此堰は大谷石で築替られた。されど昭和廿三年の秋出水に破壊されてしまつた。それで翌廿四年の春に鉄筋コンクリートで改造した。それが現在のもので、東岸より十尺計で仕切を設け、其と西岸の間を放水路としてそこに二箇の水門を造つておる。堰の中凡十八尺、水門開放後は島からの水流は勿論、早野への堀割水路の水は逆流して此水門前に集り鶴見川へ流れ去つておるのを見ると、此堰位置の低いことが知られる。

早野と上鉄との境鶴見川畔に押切堰改修の記念碑が立てられておる。此碑の横にある小舎に揚水設備があつて、鶴見川の水を汲上げ用水路に流す為のものである。此揚水設備と押切改修とが同時に施行されたので記念碑には此二の事を誌しておる。碑銘によると此両工事に要した人夫七百人経費五十五万円と云う。

碑は白井隆資氏撰文並書で高サ七尺八寸(台石二段)

此所の揚水設備は余程の旱天でない限り運転する必要がないと云う話である。

文政の押切改修

文政七年(一八二四年)十月下麻生村と水利五ヶ村との間に、堰取入口堀替の協定が結ばれた。此談合は実に円滑に進行したと見え、之と云う渋滞の跡を残して居ない。当時市ヶ尾村丹藏が下麻生村吉右衛門と、又中鉄村文左衛門が下麻生村増右衛門と

互に縁者關係であつたので、此四人が双方の間を調停した功労が多であつた為でもあろう。直に議定書は取交され、五ヶ村側には之に伴う各村の負担額が決定され、此妥結に要した諸費の計算書も作られた。新工事は翌年になりて開始されたと見え、王禅寺村文次郎の工事仕様書は、翌文政八年二月附になつておる。

(金子文書)

文政七年

麻生堰連々欠込堰留難出来難儀に付、用水堀堰口新規に堀替致度下麻生村に懸合候義、市ヶ尾村丹藏殿・下麻生村吉右衛門殿、此兩人並中鉄村文左衛門殿・下麻生村増右衛門殿此兩人何れも縁者にて立合手段宜敷、依之此度相整議定左之通為取替議定一札之事

一、私共組合用水の儀は、往古より其御村内に堰留來候に付、堀敷土取場其外早野前押切杭
 簀代米年々差出用水引來候処、右用水路入口下迄堰落水にて打崩堰留難出來難渋に付、無
 抛新規用水路入口堀替致度段、組合村の内中鉄村文左衛門・市ケ尾村兩人を以各々方々度
 々相頼所望仕候処、則堀敷地主並田畑故障にも可相成地主方に夫々御懸合被下、御承知之
 上普請方其外堀敷土取場等御年貢米左之ケ条書を以相定申候

一、新規用水路入口堀替地所之儀は、其御村方吉次郎殿持分字市郎兵衛裏中畑五畝八歩之処、
 堀添を双方立合見計之上、是迄之境等猶又相極揚口木植込、尤右畑新堀々替土取場口私共
 村々え御引渡被下候に付、右御年貢米俵三斗指出、堰上之さいかちの上方にて堀敷幅九尺
 凡水行式拾間程、尤田之内角より式間半相除置古堀え堀下ケ、同所下五間之処は此度計私
 共村々にて杭簀相仕立可申候、其外田畑故障之場所杭簀代米共四斗入米俵式斗差出可申候、
 且亦今般右普請中は其御村方御役人中御立会可被下候筈

一、新堀辺田畑等之故障と不相成様、幅九尺高サ六尺余之水門を仕立、尤埋樋左右之土手に
 可見習候、且亦板栓之儀は堀敷より三尺明置、其余は板栓に致し、私共村々より給料米壹
 俵三斗差出、板栓差引之儀は其御村方にて御世話被下候筈

一、新堀より堀上候土之儀は、右堀入口辺新堀上端通りに上ケ置、其余は土失墜に不相様溜
 置、重て水門普請等之節遣い可申筈

一、新堀出來に付、私共村々に御引渡被成候畑に有之柿木並雜木其外、明地之場所土入用迄
 は作物御仕附御支配可被成候筈

一、右堀水門伏替は勿論、急破之砌は仕附に差掛り候共早々取繕可申候、且亦本堰之儀も容
 易に揚ケ申間敷、猶亦留方之儀も高水に不相成様前之極之通可仕承知仕候

一、右中畑五畝八歩之内堀敷共、御年貢並水門板栓指引給料、其外田畑故障之分共惣々米四
 斗入五俵差送候上は、新堀地統之辺に破損所出來候とも、其御村方にて右米を以御取計被
 下候筈、尤御年貢給料之儀は、年々十一月十五日御役元に附送り可申候
 前書ケ条の通私共村々連印を以議定仕候上は少茂相違無御座候、仍て如件

上鉄村

- | | |
|-----|-------|
| 組頭 | 久右衛門 |
| 百姓代 | 治郎右衛門 |
| 名主 | 善右衛門 |
| 年寄 | 三郎兵衛 |
| 百姓代 | 治右衛門 |
| 名主 | 藤藏 |
| 組頭 | 文左衛門 |
| 百姓代 | 仙之助 |
| 名主 | 孫右衛門 |
| 組頭 | 利右衛門 |
| 百姓代 | 源七 |
| 名主 | 平右衛門 |
| 組頭 | 久次郎 |
| 百姓代 | 太七 |
| 名主 | 勝右衛門 |
| 同 | 新五兵衛 |
| 組頭 | 丹藏 |
| 百姓代 | 徳右衛門 |
| | 幸右衛門 |

市ケ尾村

下麻生村
 名主 吉右衛門殿
 同 増右衛門殿

為取替議定一札之事

一、其御村々用水之儀は、往古より私共村内に堰留堀敷土取場其外、早野前押切杭簀代米年
 々御送用水引取被成候処、右用水路入口下迄堰落水にて崩込堰留難出來、依之無抛新規用

文政七申年十月

水路入口堀替被成度、御組合之内中鉄村文左衛門殿・市ヶ尾村丹藏殿御兩人、私共方に度々相頼に付、則堀敷地主並田畑故障にも可相成者共に夫々懸合、一統承知之上普請方其外堀敷杭竈御年貢米左にケ条書を以相定申候

一、新規用水路入口堀替地所之儀は、私共村方吉次郎持分字市郎兵衛裏にて、中畑五畝八歩之処堀添通双方立合、見計之上是迄之境等猶亦相極揚口等植込、尤右畑新堀々替土取場、其御村々に相渡申候に付、右敷御年貢米壹俵三斗御差出被成、堰上之こてさいかち木上方にて幅九尺、凡水行式拾間程も田之内角より式間半相除置古堀之盤下ケ、同所五間之所は此度計其御村々にて杭竈御仕立可被成候、猶又外に田畑故障之場所杭竈代米壹俵式斗、是亦御差出可被成候筈、亦今般普請中は折節我等名主兩人之内立会可申候

一、新堀辺田畑故障に不相成様、幅九尺・高サ六尺余之水門を仕立、尤埋樋にて左右の川辺土手に可見習候、且又板栓之儀は堀敷三尺明置、其余は板栓に致し、其御村々より給料米壹俵三斗御差出被成、板栓指引之儀は私共村方にて永く世話可致候筈に御座候、猶亦新堀より堀上候土之儀は、古堀入口辺並新堀上端通え上置、其余は土失墜に不致様溜置、重て水門普請等之節御遣被成候筈

一、新堀出来に付相渡申候畑に有之柿木並雜木、其外明地之場所右土入用迄は、地主方にて作物仕附支配可致候筈

一、右堀水門伏替は勿論、急破の節仕附時分にて早々取締可被成様相極申候、且亦本堰之儀も容易に揚げ被成間敷候、猶又留方之儀も高水に不相成様、前々取極の通可被成候筈

一、中畑五畝八歩之内堀敷御年貢、並水門板栓指引給料其外田畑故障之分共、惣々米四斗入五俵永々御附送被成候上は、新堀地統之辺之破損所出来候共、右米を以私共方にて繕可致候筈、尤右御年貢給米之儀は、年々十一月十五日限名主方へ御附送可被成議定に御座候前書五ヶ条之通村役人一同連印議定仕候上は少茂相違無御座候、依而為取替一札如件

下麻生村 新堀敷地主 吉次郎

百姓代 市郎兵衛

組頭 惣兵衛

名主 吉右衛門

同 増右衛門

文政七申年十月

上鉄村 名主 久右衛門殿

同村 同 三郎兵衛殿

中鉄村 同 文左衛門殿

下鉄村 同 利右衛門殿

大場村 同 久次郎殿

市ヶ尾村 同 新五兵衛殿

同村 同 丹藏殿

右之通下麻生村より為取替議定書式通、私共兩人方之預り置申候、万一向後入用之節は差出可申候、為念仍而如件

文政七申年十月

市ヶ尾村 名主 新五兵衛

同 丹藏

中鉄村 同 文左衛門

下鉄村

名主 利右衛門殿

右下麻生村に新堀代米割

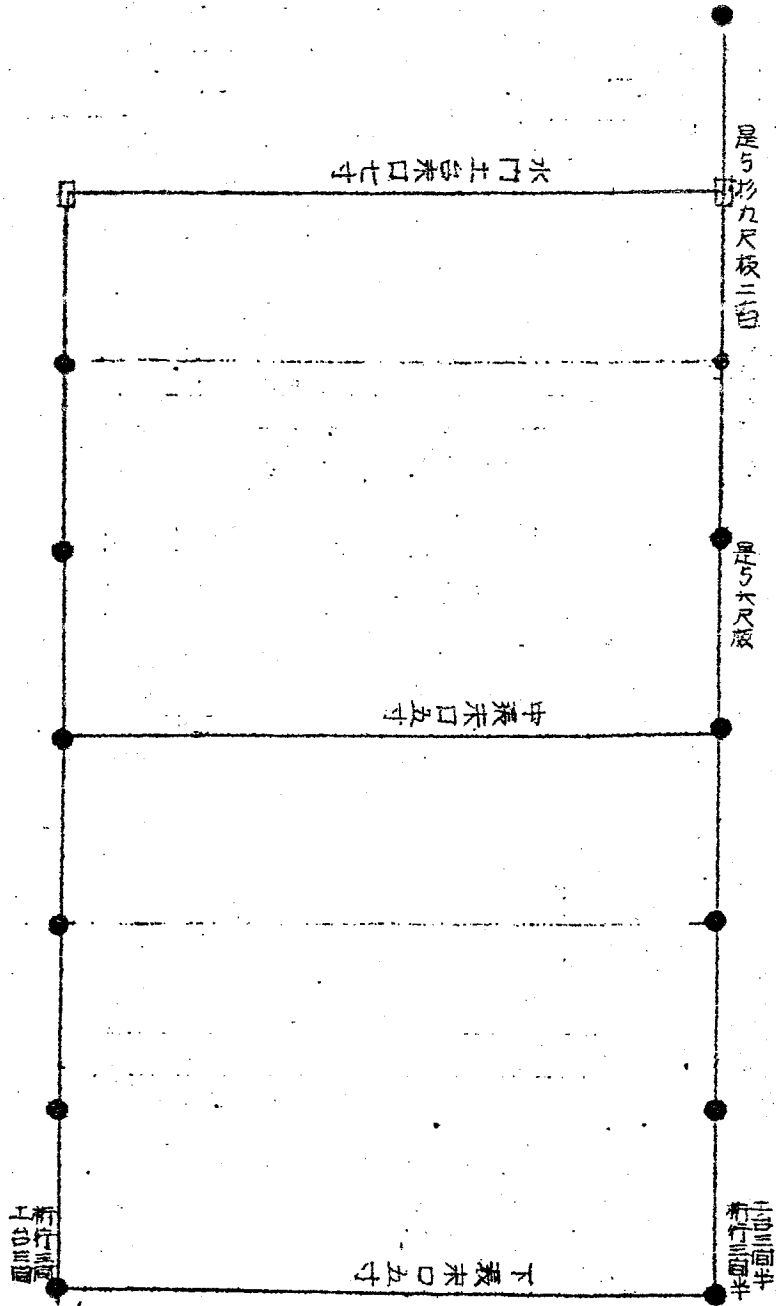
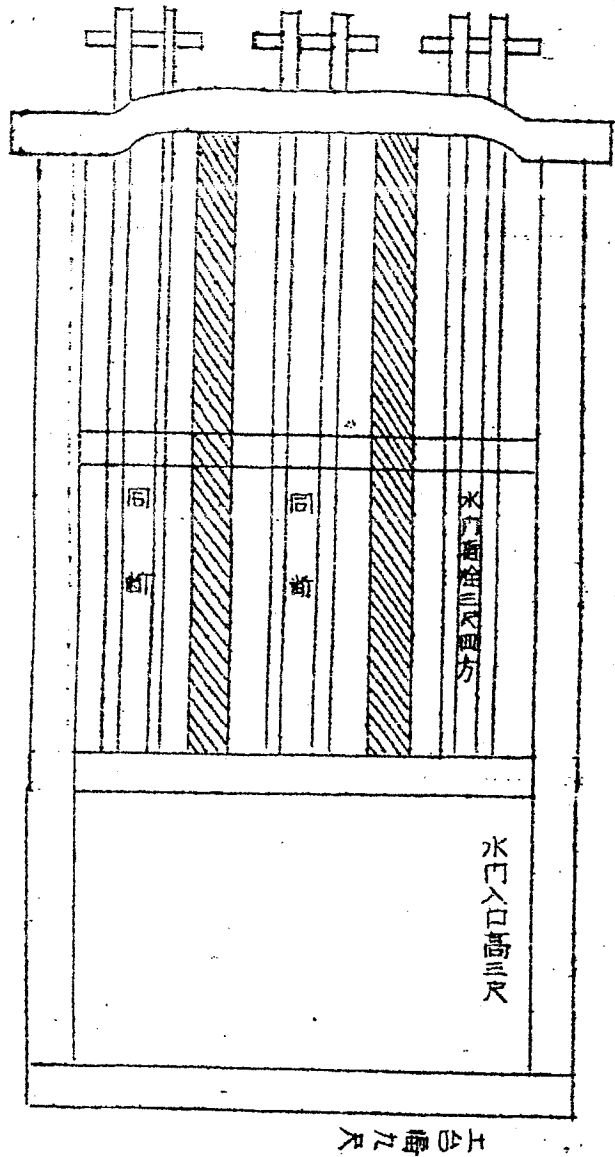
米式俵二斗 市ヶ尾村 大場村持込

同式斗五升 上鉄御料分

同式斗五升 同村私領分

同式斗五升 中鉄村分

同式斗五升 下鉄村分



- 前書新堀一件二付諸入用左之通
- 一、金壹兩 下麻生村御地頭所様之御雜用
 - 一、金貳兩 下麻生村兩名主中之謝礼
 - 一、金貳分 市ケ尾村丹藏殿・中鉄村文左衛門殿之謝礼
 - 一、金壹分・四百文 下麻生村惣百姓中え斗樽壹ツ、外に右四人の方え壹升宛
 - 一、金參兩三分・四百文 此金市ケ尾・鉄村二ツ割
 - 一、金壹兩三分式朱・二百文 此金鉄村四ツ割
 - 一、給分金壹兩三分式朱・六百四十四文宛
 - 一、老貫拾四文 ろうそく代・紙・飯料代 中鉄文左衛門殿
 - 一、八百文 ろうそく・酒代・紙代 市ケ尾徳右衛門殿
 - 一、老貫八百十四文 此銭六ツ割
 - 一、給分三百式文ツ
 - 二口合一給分金壹兩三分式朱ト九百四十六文家 上鉄御料・私領、中鉄、下鉄
 - 二口合市ケ尾村分金壹兩三分式朱・五百式文 市ケ尾村 但大場村分持込
 - 三百式文 大場村分

右之通り小前割は高割壱ツ軒別壱ツ用水下壱ツ三ツ割也
 註 右経費計算に付ては別に横帳一冊がある。題して「申麻生堰新堀堀替熟談に付入用」と云う。内容前記と同一であるから省きて載せない。

用水路入口樋

三ヶ所仕様帳

石堰並新堀杭柵

文政八年酉二月 日

市ヶ尾村
 大場村
 鉄村
 右村役人

仕様方

- 一、水門柱 式挺 栗 長サ壱尺 五寸角
- 一、同土台 三〃 松 末口七寸 片面落シ
- 一、同中敷居 壱挺 栗 長同断 五寸角 長サ壱間
- 一、中村居上え口柱 式〃 栗 四寸 五寸角
- 一、笠木 壱〃 栗 六寸 長壱丈壱尺 七寸角
- 一、同戸 三〃 杉 壱寸板にて 但三尺四方相仕立
- 一、堰左右土台 六間半 但シ九尺三挺・武間壱挺 松杉にて末口六寸、片面落シ
- 一、同杭 拾參本 杉 長サ壱間末口六寸 式ツ割
- 一、はり 式挺 杉 長サ三間 末口六寸
- 一、桁 式挺 杉 長サ三間 末口五寸
- 一、厚蓋 九尺四方 但シ杉丸太末口六寸 両面落し五寸
- 一、堰左右水門共 はめ板 七坪式合五勺 杉壱寸板
- 一、大五寸 門長サ九尺・横壱間半 五百本
- 一、大工手間 但し飯料共
- 一、古堀仕様方 六坪 但杉三坪・松三坪
- 一、壱寸板 廿本 内六本は末口三寸五分 長サ七尺五寸 末口五寸式割
- 一、杉丸太 七本 杉 長サ九尺 末口三寸
- 一、控ばり 七本 杉 長サ四尺 末口式寸五分
- 一、控柱 七本 杉 末口式寸五分

一、桁 式挺 杉 長サ三間半 末口五寸式ツ割
 一、大五寸釘 三百五拾本
 一、柵杭 十七本 長サ二間位杉うら木 八尺末口三寸五分
 一、柵竹 式尺抱 長八間之処
 二十束 但三寸廻り 高サ六尺程
 金五両壹分下銀五匁五分
 右之通請負申処実正也、尤為手金と壹兩髓受取申候、以上
 二月廿二日

王禪寺村

請負人 文次郎

右之通木口等入念相仕立万々一書損寸尺違等有之候とも、絵図面の通無相違相仕立可申候、尤請負方相究候上は、為手金と式割相渡、木口揃之節残り半金、皆出来之上不残相渡可申候、以上

天保書出に見ゆる用水路と其經費
 天保十四年七月下鉄村方より地頭所へ提出した同村明細書から、堰用水路に関するものを抜書して見よう。同書に用水路と前書して、

是は水元は鶴見川にて右川幅三十間余、同郡麻生村地内より引用の堀幅大概七尺余り、同堀長サ一里半余有之、当村並上鉄村・中鉄村・大場村・市ケ尾村五ヶ村組合にて引所候、右用水堀底一体高場にて堰入場所鶴見川底穴難ク、川幅三十間程中六間杭なしにて難義仕留来り候、年々堰負米五俵御屋敷様より被下置候、尤も高場にて水乗不宜早損勝に御座候と述べておる。川幅三十間は村方がわざと大袈裟に書いたものである。他の記録にも亦実情にも一致しない。次に押切堰に付ても記載がある。それに土手幅三間悪水吐洗井二間と云ふは口引のないところであろう。此所の費用も御屋敷様より被下置候とある。此文は別に引用したから此に掲げない。

堰及水路に関する必要經常費は地頭が負担して呉れた。其種目と高とは村方より地頭に納める年貢米の内より、小物引として差引されておることが書上られておる。即ち

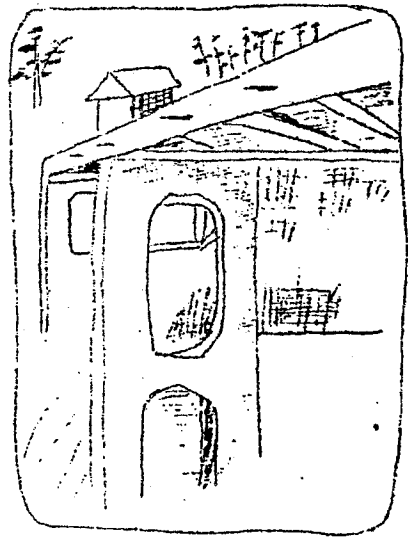
- 米五俵 麻生堰負米
- 同一斗二升六合 早野堰代米
- 同七升 早野前土留負米
- 同二升五合二勺五才 早野前押切杭竈代米
- 同一俵 堰人足扶持米
- 同一斗五升 麻生堰土取場代米
- 米二斗五升 麻生新堀年貢
- 計 七俵二斗二升一合二勺五才

である。以上は申す迄もなく下鉄村の場合であるが、之を以て他の四ヶ村も高は異なるも同種な負担をなしたことを推測することが出来よう。

現 堰

新 堰 橋 下

現堰は川崎市下麻生字島の下手に在りて、旧堰の下流三町計の地点に当る。此所は鶴見川の幅が広く、堰の上手は六、七間、下手は十間余にも達する。兩岸は高く竹木が繁り、南側には低丘が迫り其下の竹林中の一軒家は、後出下麻生側申立書に見ゆる水車業者の後で、上手の森の中の一軒家は吉沢家で、屋下の護岸石垣が目立っておる。



註 訴状は右十一名なるが、判決文は渋谷・村田・森三氏を除いた八名となる。

一、原告の請求 麻生大堰工事変更請求事件

此訴訟物価額金参千七百五拾円也

被告側がやつた堰工事を変更するか又は水害補償料を支払へと請求した訴へである。

一、催告 昭和七年十一月廿四日附内容証明郵便を以て、此月廿九日までに被告側人が中里村をして工事を変更せしむるか、補償料を支払ふかを選択せしめよ。此要求に応ぜざれば被告側人が之を選択するとの文面である。催告人は前期原告小島伝治及小沢松藏、井上市藏外七名である。

一、判決 昭和八年三月二十四日横浜地方裁判所第二民事部裁判長判事中西謹一、判事高林茂男、同田中宗雄の名を以て下された。

原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ原告ノ負担トス

一、弁護士 原告側 鹿島 寛・福山隆吉

被告側 森 良作

次に少しく此訴訟の内容に立入つて見よう。前に述べた如く、鉄・大場・市ヶ尾用水路の取入堰が下麻生にあるが、其設備が不完全で年々崩壊するので、其頃中里村に属した三部落は之を永久的なものにしよう。就ては其位置から変更してかゝる計画をたて、下麻生部落に其承諾を求めることになつた。

一、新位置及取入口

柿生村下麻生字踊場三百六十三番宅地及島百九番宅地との中間

一、堰及護岸工事

神奈川県の認可指令した設計図により、幅五間、高コンクリート基礎工事の上九尺内板五尺を拵め込む。

護岸は堰上は三百六十三番宅地の角迄延長。堰下は設計図以外にコンクリートにて土坡を築く。

ことを基本として、昭和四年五月十日に水利三部落の代表（被告）と下麻生部落代表（原告）との間に協約が成立したのである。

依て中里村では神奈川県の認可を得、同庁技師監督の下に昭和四年四月・五月頃工事に着手し、同年八月三十日竣工、同年十月廿三日検査終り、それが前期の現堰である。然るに出来た基礎コンクリートは河床面より表面に高さ三尺一寸以上現はれて居て、設計図の六寸なるに比し二尺五寸も高くなつておる。かくては新堰より旧堰に至る三町の河岸は、竹木の根は腐れ土砂は崩れ、沿岸の道路、畑地は水位上昇の為に水害を蒙る危険が多くなつた故に中里村は出来た工事をやりかへるか、或は協約によつて水害補償料三千七百五十円を支払へと云う訴訟になつたのである。

茲で下麻生部落と、中里三部落との五月十日の協約条項を述べておこう。其協約は六ヶ条から成つて居る。

一、（前記堰、護岸の事）

二、前記の設計よりも水面を引揚ぐる必要があれば、一寸揚ぐる毎に金壹百五十円の水害補償料を中里側が提供する。

三、堰添の道路改修護岸及上盛工事の費用並沿岸水害の補償料として金千二百円を、協約成立と同時に、中里側より下麻生に提供する。

四、堰板の拵込は水利に必要な時期に限り、其取外し拵込は下麻生部落の二人に依託する。其作業手当は中里側が負担する。

但此作業は増水時の取外しは水準標により、規定の水量に達し猶増水の慮ある時は臨機の処置をとる。

五、旧大堰の廃止に伴う用水堀及堰附近の処置を現状のまま下麻生に引移す。但引移時期は此協約成立の日より二ヶ年保留する。尚時宜により一ヶ年延長することにす。

六、此協約成立当時の水車営業者が、堰関係地主と前に契約しておる供水料は、水車営業者が支払のは当然であるが、其業者が営業を廃止した場合には、中里側は其義務を継承して、水利時季の月割で供水料を支払う。以上協約六ヶ条の内問題の焦点となつたのは第二項目であ

つたことは云う迄もない。中里側の申立は、イ、原告の申立の一部を認むるも、他は否認す。

ハ、仮に原告の云う契約があつても、三部落は何も人格を有しないから契約は無効である。責任を負ふことは夢想だもしなかつた。従つて其法律行為の要素に錯誤があつたものであるから無効である。

ニ、工事は神奈川県技師監督の下に行はれ、原告は此工事に立会つておりながら、工事中には何等の異議も云はなかつたから、竣工した工事を承認したものである。

横浜地方裁判所が下麻生の請求を棄却するの判決を下した理由は、判決書に明記しておる。曰く、

神奈川県都筑郡中里村字鉄・大場・市ケ尾三部落方、多年同郡柿生村字下麻生部落ヲ縦貫スル鶴見川ノ上流ニ水利ノ為ニスル堰ヲ有シタルコト、昭和四年五月十日前記中里村鉄・市ケ尾・大場三部落ニ属スル被告等ト、柿生村下麻生部落ニ属スル原告及訴外小沢松藏外八名トノ間ニ、原告主張ノ(一)乃至(六)ノ協定成立シタルコトハ当事者間ニ争ナキトコロナリ、原告ハ右協定ハ原告及訴外小沢松藏外八名ガ各其部落民ヲ代理シ、被告等ハ各其ノ属スル部落民ヲ代理シテ為シタルモノニシテ、右(一)乃至(六)の協約ノ外談協約ヨリ生スル権利ニツイテハ、原告及訴外小沢松藏外八名並ニ被告等ガ各個人ノ資格ニ於テ夫レ夫レ相手方ニ対シ行使シ、又義務ニ付イテハ夫レ等ノ者ガ各ソノ代理スル部落民ノ義務ヲ重疊的ニ引受ケ、各個人ノ資格ニ於テ之ガ履行ノ責ニ任スベキコト、並ニ被告等ガ訴外中里村ヲシテ該工事ヲ為サシメタル場合ニ、若シ其施行者ガ前記協約ニ定ムル設計書ト相違スル工事ヲナシタルキハ、被告等ニ於テ原告及訴外小沢松藏外八名ニ対シ訴外、中里村ヲシテ其ノ工事ヲ設計書通りニ変更セシムルカ、若シクハ被告等自ラ該協約ニ定ムル水害補償料ヲ支払フカ、其ノ一ヲ選択シテ履行スベキコトヲ約シタルモノナル旨主張シ、証人小沢松藏ハ之ニ照応スルカ如キ証言ヲ為セトモ、該証言ハ成立ニ争ナキ乙第一号証(協約書)ノ趣旨ニ照シ輒ク措信シ難ク、原告其ノ余ノ証拠ニヨリテハ、被告等ニ於テ原告主張ノ如キ選択債務負担ニ関スル契約ヲ為シタル事実ヲ認ムルニ足ラサルヲ以テ、原告ノ本訴請求ハ爾余ノ争点ニ関スル判断ヲ為ス迄モナク失当ナルコト明カナルガ故ニ之ヲ棄却スヘキモノトス云々

以上で旧五ヶ村用水路の話を終ることにする。今後は昔の如き水喧嘩も起らないであろうが、堰附近の護岸と水路の維持は当然なされなければならぬ問題であろう。聞く所によると旧五ヶ村即鉄、大場、市ケ尾三町の内には、早損に備へて前記上鉄の外に、鶴見川よりの揚水場を設けたものもあるが、河岸からの送水は地形上うまく行かないとの事である。さらば益何百年も昔に此用水路を計画し実現させた人々の偉業は讃歎されねばならぬ。

昭和三十年十二月発行

著者 戸倉 英太郎

発行者 戸倉 未放

印刷所 東京都江東区深川古石場二ノ十一

西村 耕文社

発行所 横浜市鶴見区鶴見町一四二〇

さ き 電話鶴見(五)二九二四番

《編者註》

*読みやすくするために、適宜句読点その他を付した。

*明らかな誤字・脱字は訂正した。

*解説不能な文字は□で記した。

*年号の註書きは西暦に直した。

